

第7回西東京市介護保険  
運営協議会 資料1  
令和2年11月12日

第4回西東京市高齢者保健  
福祉計画検討委員会 資料1  
令和2年11月12日

西東京市  
高齢者保健福祉計画  
介護保険事業計画(第8期)  
素案

令和2年11月

西東京市



# 目 次

<b>第1部 総論</b> .....	<b>1</b>
<b>第1章 計画策定の背景と趣旨</b> .....	<b>1</b>
<b>1 策定の背景と趣旨</b> .....	<b>1</b>
<b>2 令和7年(2025年)及び令和22年(2040年)の将来像</b> .....	<b>2</b>
(1) 国の将来像 .....	2
(2) 西東京市の将来像 .....	8
<b>3 西東京市版地域包括ケアシステムの構築に向けて</b> .....	<b>11</b>
(1) 「健康」応援都市の実現 .....	11
(2) 「地域共生社会」の実現 .....	11
(3) 西東京市版地域包括ケアシステムの構築 .....	12
<b>4 圏域の設定</b> .....	<b>13</b>
<b>5 計画の位置付け、計画期間</b> .....	<b>15</b>
(1) 計画の位置付け .....	15
(2) 計画期間 .....	15
<b>6 計画策定の方法</b> .....	<b>16</b>
(1) 高齢者保健福祉計画検討委員会と介護保険運営協議会の設置 .....	16
(2) 市民意向等の把握 .....	16
(3) 地域包括支援センター別ヒアリング .....	17
(4) グループインタビュー .....	17
(5) パブリックコメント、市民説明会(予定) .....	17
<b>第2章 西東京市の高齢者を取り巻く現状と課題</b> .....	<b>18</b>
<b>1 西東京市の高齢者を取り巻く現状</b> .....	<b>18</b>
(1) 人口、高齢者人口 .....	18
(2) 高齢者世帯数 .....	19
(3) 高齢者の住まい .....	20
(4) 介護保険事業 .....	21
(5) 高齢者の生活状況(アンケート調査結果から) .....	23
(6) 地域包括支援センター別ヒアリング結果 .....	29
(7) グループインタビュー結果 .....	30
<b>2 介護保険制度改正等の動向</b> .....	<b>31</b>
(1) 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備 .....	31
(2) 地域共生社会の実現 .....	31
(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施) .....	31
(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化 .....	32
(5) 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進 .....	32
(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 .....	32
(7) 災害や感染症対策に係る体制整備 .....	32

3	第7期計画の取組と課題 .....	33
	基本方針1 自分らしく過ごせるまちの実現 .....	33
	基本方針2 安心・安全なまちの実現 .....	34
	基本方針3 地域での生活を支えるしくみづくり .....	35
	基本方針4 在宅療養体制の充実 .....	36
	基本方針5 介護保険サービスの充実 .....	37
	基本方針6 誰もが健やかに暮らすしくみづくり .....	38
	基本方針7 地域の力を引き出すしくみづくり .....	39
4	第8期の課題と方向性 .....	40
	(1) 生きがい活動とフレイル予防の推進 .....	40
	(2) 生活支援体制の充実 .....	40
	(3) 認知症施策の推進 .....	41
	(4) 在宅療養体制の充実 .....	41
	(5) 安心して暮らせる環境づくり .....	42
	(6) 介護保険サービス等の充実 .....	42
第3章	計画の考え方 .....	43
	1 基本理念 .....	43
	2 基本目標 .....	44
	3 施策の方向性 .....	45
	4 重点施策 .....	47
	(1) フレイル予防と地域づくりの推進 .....	47
	(2) 認知症と共に生きるまちづくり .....	48
	(3) 介護保険サービス等の充実 .....	49
	5 計画の体系 .....	50
第2部	基本理念の実現に向けた施策の展開 .....	51
第1章	生きがい活動とフレイル予防の推進 .....	51
	1 健康づくりの推進 .....	51
	2 フレイル予防の推進 .....	52
	3 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 .....	53
	4 生きがいづくり、地域参加の推進 .....	53
第2章	生活支援体制の充実 .....	55
	1 情報提供、相談支援体制の充実 .....	55
	2 家族介護者への支援 .....	56
	3 地域ぐるみで支え合うしくみづくり .....	56
	4 高齢者福祉サービスの充実 .....	58
	5 権利擁護と虐待防止の推進 .....	58
第3章	認知症施策の推進 .....	59
	1 認知症の方などへの支援 .....	59

	2 認知症の方を地域で支える仕組みづくり .....	60
第4章	在宅療養体制の充実 .....	61
	1 市民への理解促進 .....	61
	2 在宅療養の体制整備 .....	61
第5章	安心して暮らせる環境づくり .....	62
	1 多様な住まい方の実現 .....	63
	2 人にやさしいまちづくりの推進 .....	63
	3 いざというときの仕組みづくり .....	64
第6章	介護保険サービス等の充実 .....	65
	1 介護保険サービス提供体制の充実 .....	65
	2 サービスの質の向上 .....	66
	3 介護人材の確保 .....	67
	4 保険者機能の強化 .....	68
<b>第3部</b>	<b>介護保険事業の見込み .....</b>	<b>69</b>
第1章	基本的考え方 .....	69
	1 地域支援事業の充実 .....	69
	2 地域密着型サービスの整備 .....	69
	3 介護給付の適正化の取組 .....	70
第2章	介護保険事業の見込み .....	71
	1 被保険者数 .....	71
	2 要支援・要介護認定者数と事業対象者数 .....	71
	3 介護保険サービスの給付費 .....	71
	4 サービス別の整理 .....	71
第3章	介護保険財政と第1号被保険者保険料 .....	72
	1 介護保険財政 .....	72
	(1) 標準給付費 .....	72
	(2) 地域支援事業費 .....	72
	(3) 財源構成 .....	72
	2 第1号被保険者保険料 .....	73
	(1) 第1号被保険者保険料の現状と推移 .....	73
	(2) 第1号被保険者保険料設定の基本的考え方 .....	75
<b>第4部</b>	<b>計画の推進体制 .....</b>	<b>76</b>
第1章	各主体の役割 .....	76
	1 市民 .....	76

2 地域社会.....	76
3 地域活動団体.....	76
4 医療・介護関係者.....	77
5 行政.....	77
<b>第2章 計画の推進体制.....</b>	<b>78</b>
<b>1 計画の進行管理、施策の達成状況の評価.....</b>	<b>78</b>
<b>2 地域包括ケアの推進体制.....</b>	<b>79</b>
(1) 庁内体制の充実.....	79
(2) 関係機関との連携.....	79
<b>3 介護保険の円滑な運営.....</b>	<b>81</b>
<b>資料編.....</b>	<b>82</b>

※介護保険運営協議会等各会議体の設置要綱、委員名簿、検討経緯等を掲載予定

# 第1部 総論

## 第1章 計画策定の背景と趣旨

### 1 策定の背景と趣旨

西東京市では、平成 27 年度に策定した「西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、『健康』応援都市の実現』を基軸として掲げ、保健医療・社会経済・居住環境などの様々な分野において、市民の健康、まち全体の健康を推進しています。

今後、西東京市において、総人口の伸びが鈍化する中で、高齢者の人口は増加することが予想され、高齢者を取り巻く環境も大きく変化していくことが確実視されています。

介護保険制度は、介護を必要とする高齢者の増加や介護期間の長期化など介護ニーズが増大する一方、核家族化の進行や介護する家族の高齢化など社会環境が大きく変化したことから、社会全体で介護を支える仕組みとして平成 12 年(2000 年)にスタートしました。

平成 30 年度からの第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、いわゆる団塊の世代が全て 75 歳以上の後期高齢者に移行する令和 7 年(2025 年)の超高齢社会の姿を念頭に、長期的な視点に立って「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」を進めてきました。

第 8 期計画では、団塊の世代及びそのジュニア世代が高齢化率を押し上げる令和 22 年(2040 年)を見据えたサービス基盤整備や地域包括ケアシステムを支える人材確保、災害や感染症対策に係る体制整備などが必要になっています。

第 7 期計画での取組や実績を踏まえつつ、「いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち西東京市～みんなで支え合うまちづくり～」を基本理念とし、今後の高齢者を取り巻く環境の変化や諸課題に対応するため、市が目指す姿や具体的に取り組む施策を明らかにすることを目的に、「西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第 8 期)」として策定いたします。

## 2 令和7年(2025年)及び令和22年(2040年)の将来像

### (1) 国の将来像

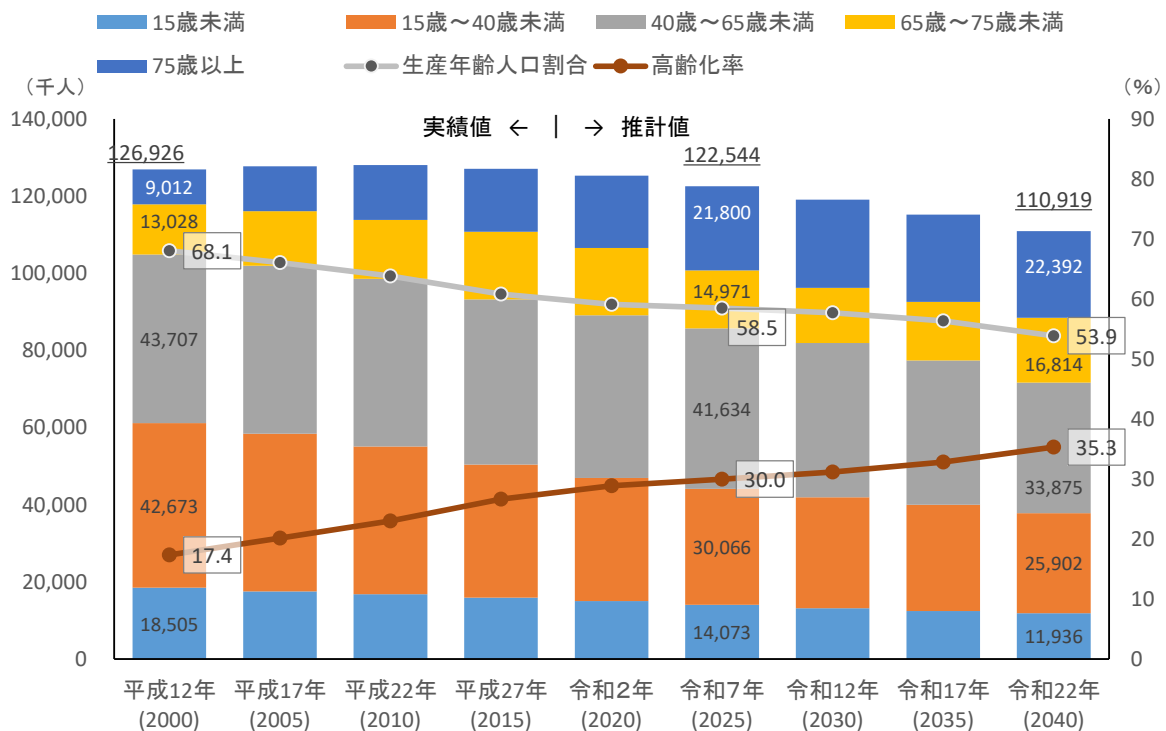
#### ①人口・高齢者人口の変化

**令和7年(2025年)以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化すると見込まれます**

日本の将来人口は減少局面に入っても高齢者数や高齢化率は伸び続けていますが、令和7年(2025年)以降はその伸びはやや緩やかになり、令和22年(2040年)の高齢化率は35.3%と予想されます。

一方、15歳から65歳未満の生産年齢人口の割合は減少傾向にありますが、令和7年(2025年)以降はさらに減少に拍車がかかり、令和22年(2040年)の生産年齢人口割合は53.9%まで落ち込み、現役世代の急激な減少が見込まれます。

■日本の将来人口



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年推計)



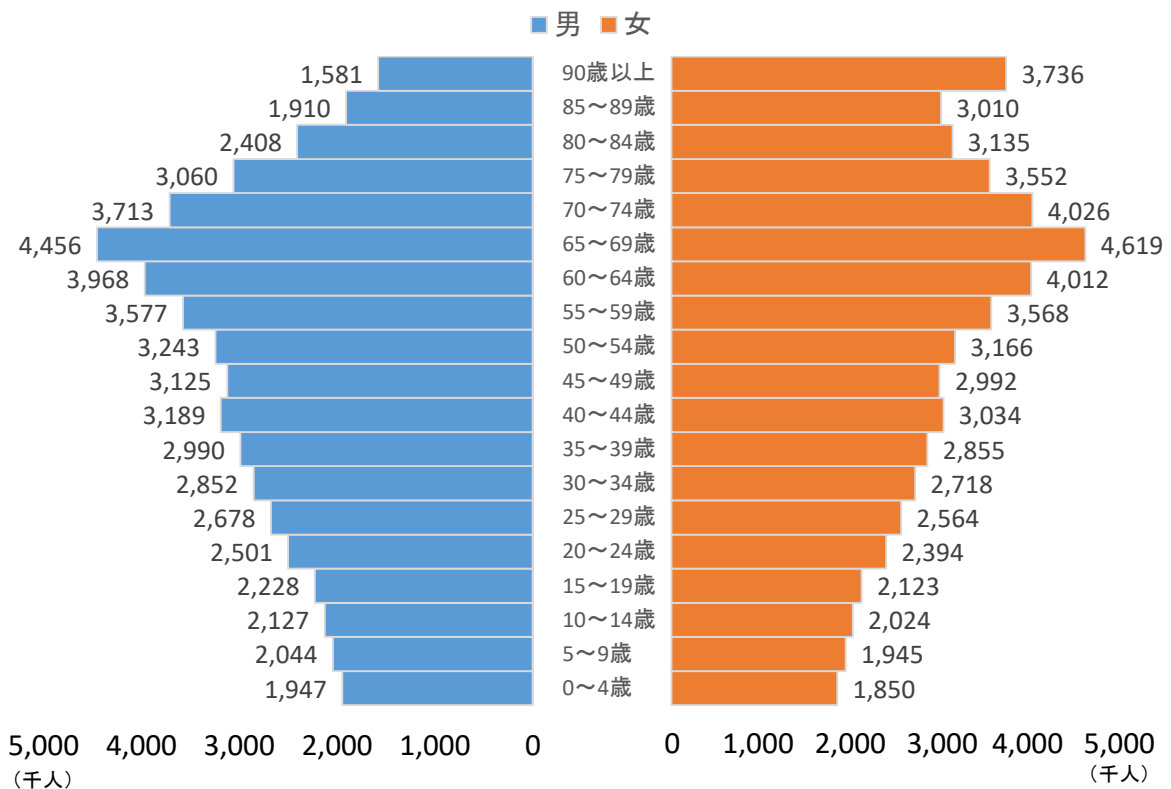
## ②人口ピラミッド

**令和 22 年 (2040 年) には、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳に達し、男女ともに最も大きな年齢階層となります**

令和 22 年 (2040 年) の人口構成を年齢 5 歳階級別にみると、男女ともに 65～69 歳の階層が最も多くなっています。いわゆる団塊の世代の子ども世代が 65 歳以上に達するためです。

また、女性の 90 歳以上が 373 万 6 千人に達すると予想されます。

■日本の将来人口ピラミッド・令和 22 年 (2040 年)



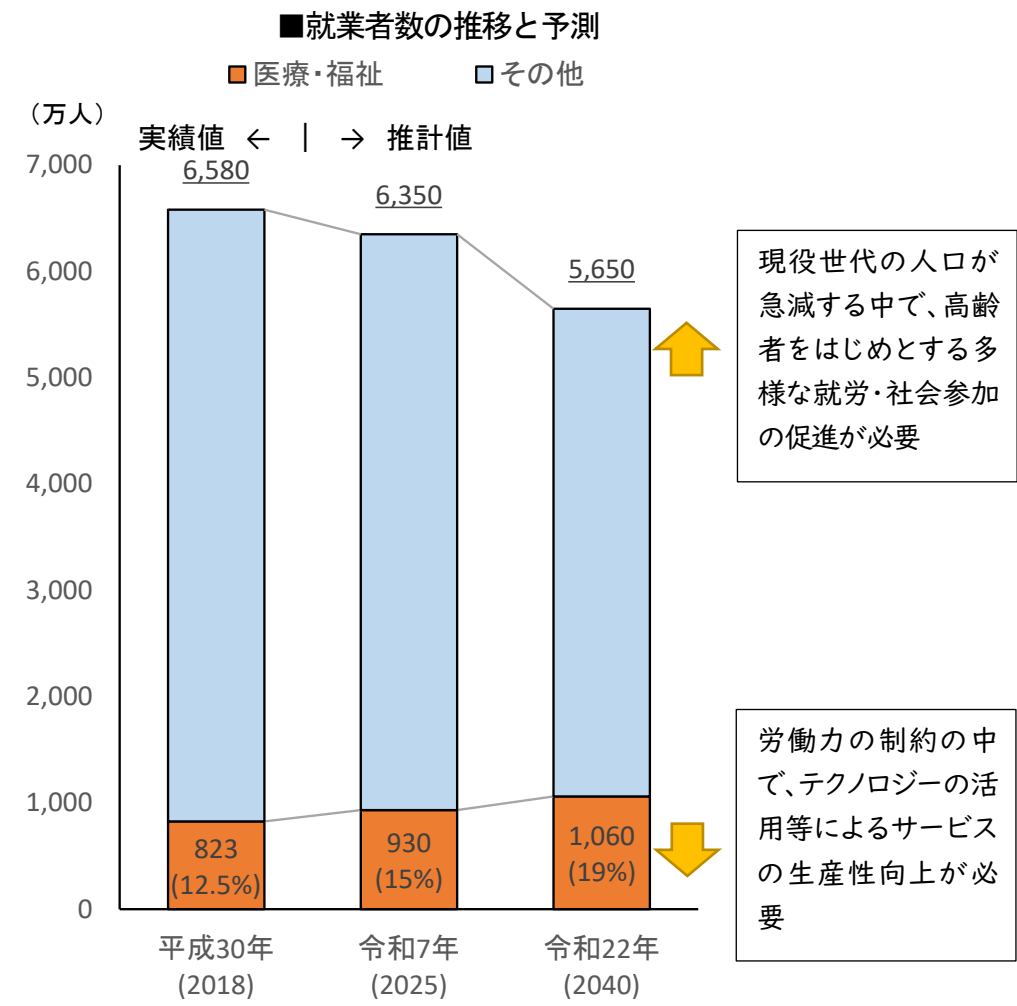
(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成 29 年推計)

### ③就業者の変化

**令和 22 年(2040 年)に向けて労働力が減少していく中で、適正なサービスの水準を維持することが課題です**

厚生労働省保険局の「2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部のとりまとめ」によれば、令和 22 年(2040 年)の生産年齢人口の減少に伴い就業者数も大きく減少します。

一方で、医療・福祉に関わる就業者の割合は増加しており、令和 22 年(2040 年)に向けて、高齢者をはじめとする多様な就労・社会参加の促進とともに、適切なサービスを提供できる生産性の向上が求められています。



(出典) 厚生労働省保険局「2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部のとりまとめ」について (令和元年 6 月 12 日)

※推計について

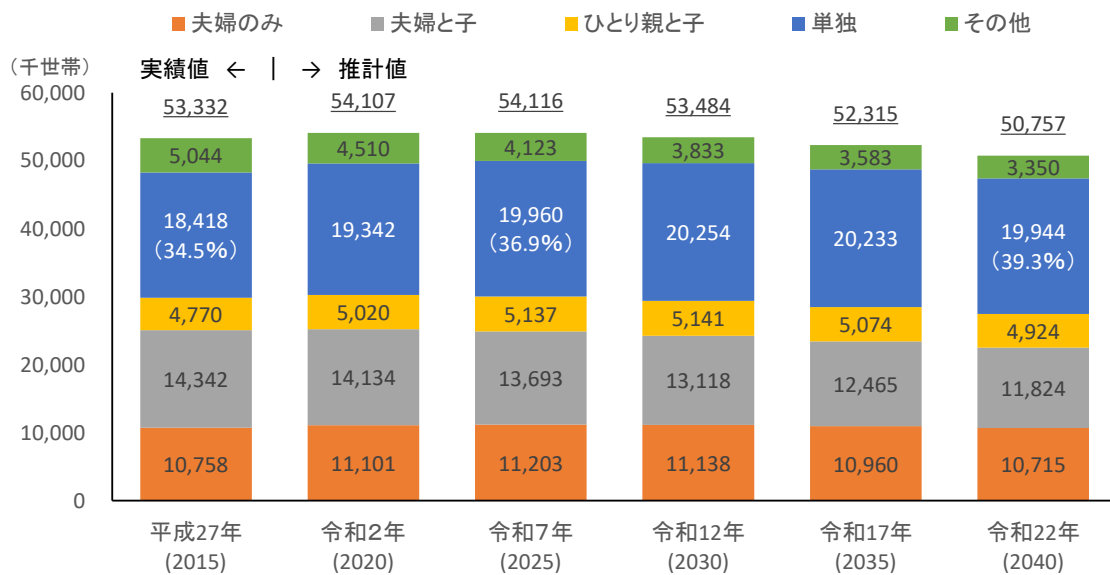
就業者数について、2018 年は内閣府「経済見通しと経済財政運営の基本的態度」、2025 年以降は、独立行政法人労働政策研究・研修機構「平成 27 年労働力需給の推計」の性・年齢別の就業率と国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口平成 29 年推計」(出生中位・死亡中位推計)を用いて機械的に算出。医療・福祉の就業者数は、医療・介護サービスの年齢別の利用状況(2025 年)をもとに、人口構造の変化を加味して求めた将来の医療・介護サービスの需要から厚生労働省において推計(暫定値)

#### ④ 高齢者世帯の変化

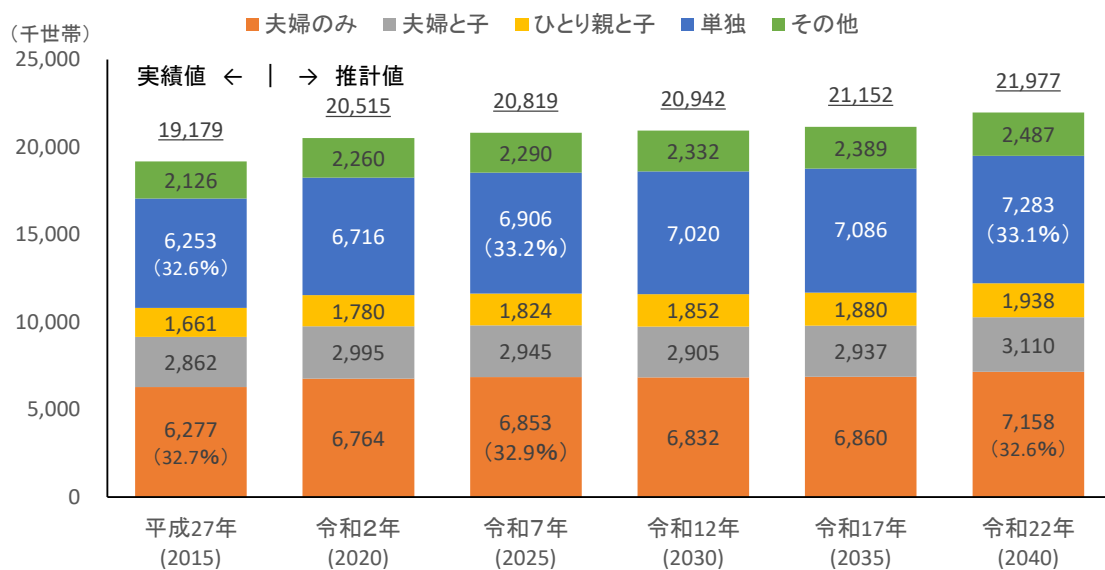
**平成 27 年 (2015 年) から令和 22 年 (2040 年) までに、高齢者単独世帯は 100 万世帯増加し、728 万世帯に達する見込みです**

一般世帯の家族類型は今後単独世帯が増加し、令和 22 年 (2040 年) には 39.3% に達する見込みです。世帯主が 65 歳以上の世帯でみると、夫婦のみ世帯と単独世帯がそれぞれ 32.6% と 33.1% となっており、平成 27 年 (2015 年) からほぼ同じ割合です。ただし、高齢者の増加に伴い実世帯数は着実に増加し、令和 22 年 (2040 年) には高齢者の単独世帯が平成 27 年 (2015 年) から約 100 万世帯増の 728 万世帯に達すると予想されます。

■ 家族類型別一般世帯数の将来推計



■ 世帯主 65 歳以上の家族類型別一般世帯数の将来推計



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(平成 30 年推計) 各年 10 月 1 日現在

## ⑤令和7年(2025年)の医療・介護の姿

**令和7年(2025年)には医療・介護ともに利用者が増加し、必要となるサービスやサービス従事者の需要も大きく伸びることが予想されます**

国の社会保障・税一体化改革では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)を展望した医療・介護の姿を示しており、医療面では病床数の減少や在宅医療ニーズの増加、介護面では入院の減少を含めた介護利用者の増加と在宅介護サービスの利用増加、これらの介護を支える介護職員や訪問看護などのマンパワー需要の増大などが予想されます。

このため、今後は病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題としています。

■令和7年(2025年)の医療・介護の姿

区分		平成24年度	令和7年度
医療	病床数 平均在院日数	109万床 19~20日程度	高度急性期 22万床 15~16日程度 一般急性期 46万床 9日程度 回復期・慢性期 35万床 60日程度 計 103万床
	医師数	29万人	32~33万人
	看護職員数	145万人	196~206万人
	在宅医療等(1日あたり)	17万人分	29万人分
介護	利用者数	452万人	657万人(1.5倍) ・介護予防・重度化予防により全体として3%減 ・入院の減少(介護への移行):14万人増
	在宅介護	320万人分	463万人分(1.4倍)
	うち小規模多機能	5万人分	40万人分(7.6倍)
	うち定期巡回・随時対応型サービス	—	15万人分(—)
	居住系サービス	33万人分	62万人分(1.9倍)
	特定施設	16万人分	24万人分(1.5倍)
	グループホーム	17万人分	37万人分(2.2倍)
介護施設	98万人分	133万人分(1.4倍)	
特養	52万人分 (うちユニット13万人(26%))	73万人分(1.4倍) (うちユニット51万人(70%))	
老健(+介護療養)	47万人分 (うちユニット2万人(4%))	60万人分(1.3倍) (うちユニット30万人(50%))	
介護職員	149万人	237万人~249万人	
訪問看護(1日あたり)	31万人分	51万人分	

(出典)厚生労働省ホームページ

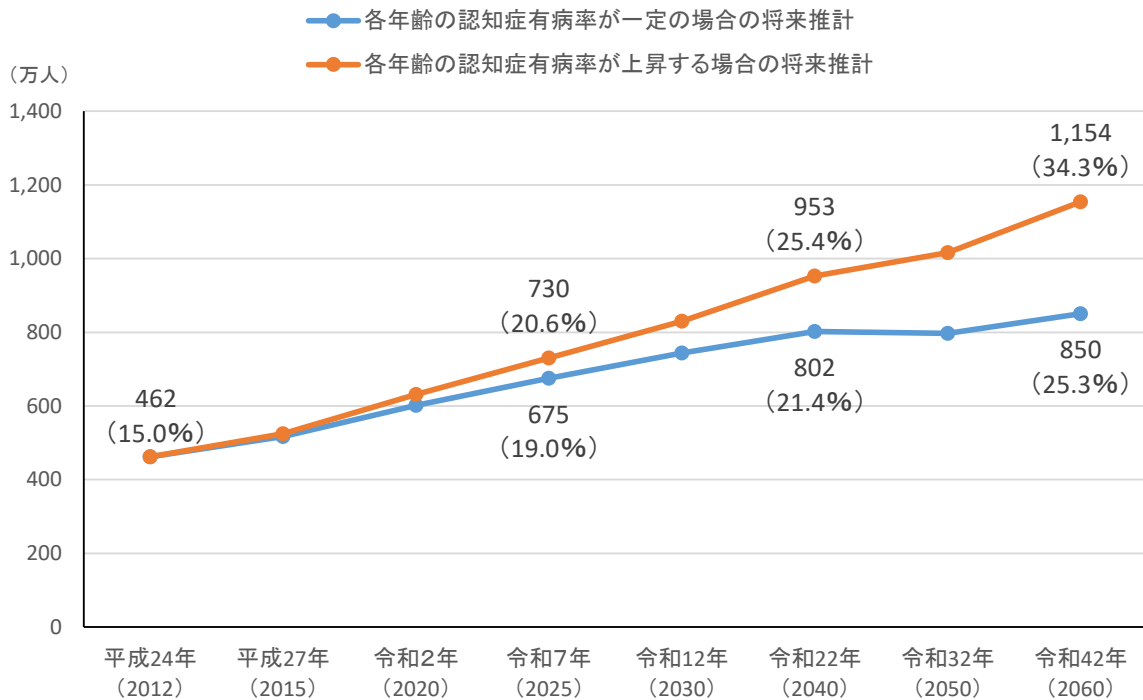
## ⑥認知症高齢者の変化

**令和 22 年 (2040 年) に認知症高齢者は 800 万人以上、高齢者の 21% を超えると予想されます**

認知症高齢者について、今後認知症有病率が一定と仮定した場合でも、令和 22 年 (2040 年) には 802 万人と推計され、さらに令和 42 年 (2060 年) には 850 万人に達すると予測されます。

また、年齢、性別、生活習慣病(糖尿病)の有病率が認知症の有病率に影響するとの研究結果から、令和 42 年 (2060 年) までに糖尿病有病率が 20% 増加すると仮定した場合、認知症有病率も上昇し、令和 22 年 (2040 年) には 953 万人、令和 42 年 (2060 年) には 1,154 万人に達するとの推計が示されています。

### ■認知症高齢者の将来推計



(出典)厚生労働省ホームページ

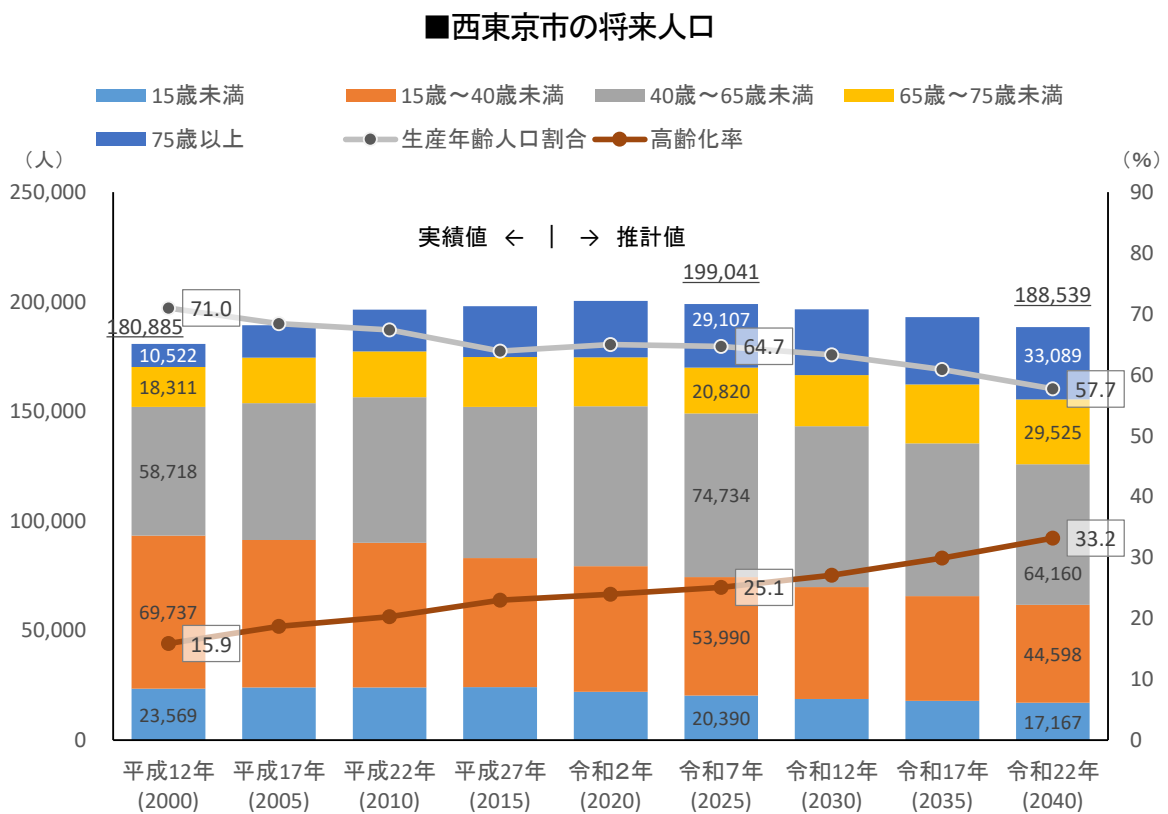
※下線は各年齢層の認知症有病率が2012年以降一定と仮定した場合、上線は各年齢層の認知症有病率が、2012年以降も糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合

## (2) 西東京市の将来像

### ①人口・高齢者人口の変化

**令和7年(2025年)から令和22年(2040年)にかけて、高齢化率は25.1%から33.2%に増加する一方、生産年齢人口割合は64.7%から57.7%に減少すると予想されます**

西東京市の将来人口は今後減少していきませんが、国の傾向に比べると減少は緩やかです。こうした中で、高齢化率は令和7年(2025年)に25.1%、令和22年(2040年)には33.2%と着実に増加する一方、生産年齢人口割合は令和7年(2025年)の64.7%から令和22年(2040年)には57.7%と減少していく見込みです。



(出典)【2000年～2015年】総務省「国勢調査」

【2020年以降】国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年推計)  
各年10月1日現在

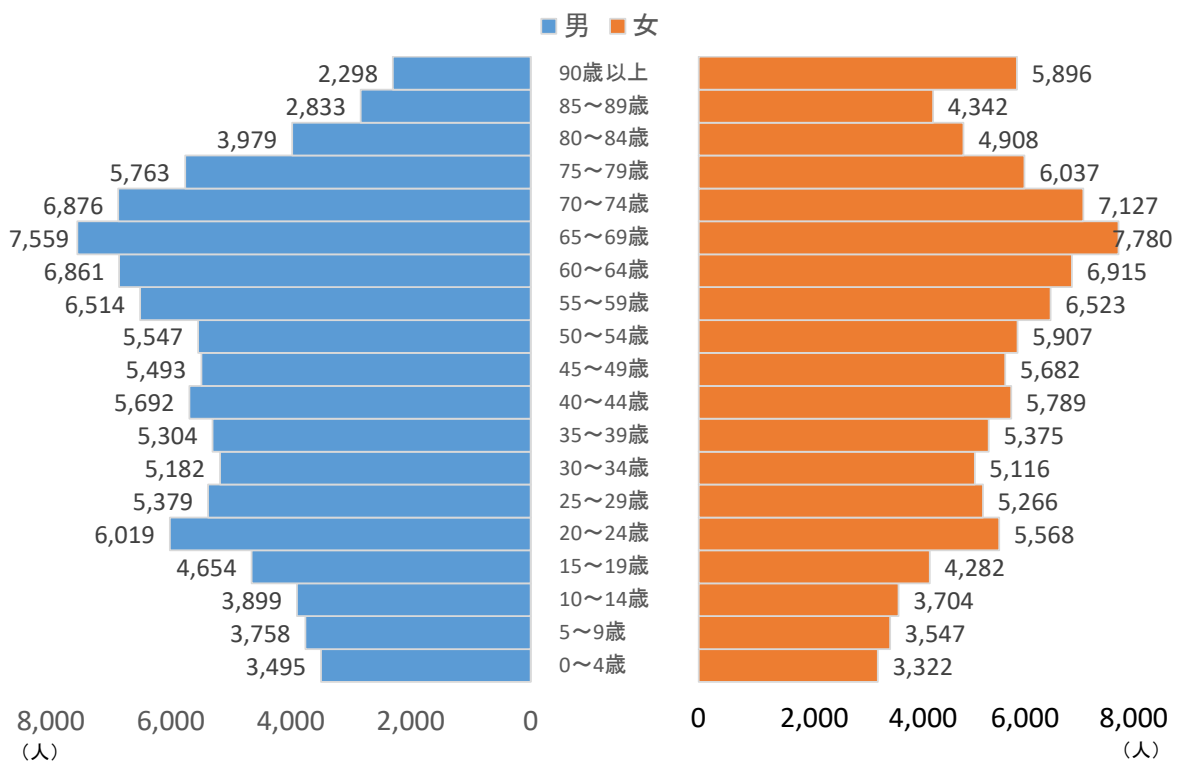
## ②人口ピラミッド

**令和 22 年 (2040 年) には、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳に達し、男女ともに最も大きな年齢階層となります**

西東京市の令和 22 年 (2040 年) の人口構成を年齢 5 歳階級別にみると、国の傾向と同様、いわゆる団塊の世代の子ども世代が 65 歳以上に達し、男女ともに 65～69 歳の階層が最も多くなっています。

また、90 歳以上では女性が男性を倍以上上回り、5,896 人になると予想されます。

■西東京市の将来人口ピラミッド・令和 22 年 (2040 年)



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成 29 年推計)

### ③世帯数、世帯人員の変化

**世帯数は令和7年(2025年)に97,694世帯に達したのち令和19年(2037年)までに1,500世帯ほど減少する見込みであり、世帯人員は2人に近づいていくと予想されます**

西東京市人口推計調査報告書(平成29年11月)によれば、世帯数は総人口のピークにやや遅れ令和7年(2025年)に97,694世帯に達したのち減少に転じ、令和19年(2037年)には約1,500世帯減の96,181世帯となり、1世帯あたりの人員も2.04人となる見込みです。

#### ■西東京市の世帯数、世帯人員の予測

	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和19年 (2037)
総人口(人)	198,869	202,399	201,817	199,747	197,301	196,516
世帯数(世帯)	93,414	97,344	97,694	97,193	96,417	96,181
世帯人員(人/世帯)	2.13	2.08	2.07	2.06	2.05	2.04

(出典)西東京市「西東京市人口推計調査報告書」(平成29年11月)  
 ※平成27年(2015年)は実績値。各年10月1日現在。

### ④高齢者世帯の変化

**令和22年(2040年)には、65歳以上が世帯主の高齢者世帯が約4万世帯となり、このうちの4割が高齢者単独世帯になると予想されます**

一般世帯に占める65歳以上が世帯主の高齢者世帯の割合は平成27年(2015年)の32.0%から令和7年(2025年)には34.6%となり、令和22年(2040年)には42.6%へと大きく増加することが見込まれます。さらに、高齢者のいる世帯のうち単独世帯の占める割合は令和22年(2040年)には39.7%になると予想されます。

#### ■西東京市の高齢者のいる世帯数の予測

	世帯数						構成比					
	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)
一般世帯数	89,605	93,001	94,433	95,173	95,221	94,581	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
高齢者世帯 総数	28,632	31,043	32,692	34,887	37,379	40,254	32.0%	33.4%	34.6%	36.7%	39.3%	42.6%
単独世帯	10,270	11,588	12,486	13,494	14,661	15,979	35.9%	37.3%	38.2%	38.7%	39.2%	39.7%
夫婦のみの世帯	9,203	9,851	10,267	10,926	11,612	12,495	32.1%	31.7%	31.4%	31.3%	31.1%	31.0%
その他の世帯	9,159	9,604	9,939	10,467	11,106	11,780	32.0%	30.9%	30.4%	30.0%	29.7%	29.3%

(出典):東京都「東京都世帯数の予測」(平成31年3月)

※高齢者世帯とは、世帯主の年齢が65歳以上の世帯の総数。

※構成比について、「高齢者世帯 総数」は一般世帯数に占める割合、「単独世帯」、「夫婦のみの世帯」、「その他の世帯」は高齢者世帯総数に占める割合。



### 3 西東京市版地域包括ケアシステムの構築に向けて

#### (1) 「健康」応援都市の実現

---

西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年3月）において、西東京市が将来にわたって「住み続けたいまち」、「住みたいまち」として選択され続けるためには、市民一人ひとりのこころやからだの健康はもとより、社会や経済、居住や教育といった生活環境も健康水準を向上させるための要素と捉え、まち全体の「健康」を達成するための、「健康」応援都市の実現を目指すとしています。

西東京市の目指す「健康」応援都市は、WHOの健康都市連合憲章の考え方を踏まえ、人々が互いに助け合い、生活のあらゆる局面で最高の状態（まちそのものが「健康」であること）を達成するため、その実現に向けて、保健医療・社会経済・居住環境などの様々な分野の改善を進めるとともに、地域・住民が互いに支え合う（応援する）まちと定義されています。

都市環境や居住環境の利便性やバリアフリー化などの「まち」、保健医療や予防、地域福祉、コミュニティなどの「ひと」、地域経済や労働、ワーク・ライフ・バランスなどの「しごと」の各分野から「健康」応援都市の実現に取り組むことで、まちの価値を高め、市民の満足度も向上し、更なる取組が進むという好循環を生み出すこととしており、本計画においても関連する分野の取組を通じて、「健康」応援都市の実現を目指すこととします。

#### (2) 「地域共生社会」の実現

---

第4期地域福祉計画（平成31年3月）において、西東京市版地域共生社会とは、市に住み・活動する全ての人が、支え手側・受け手側と分かれることなく、互いに支え合いながら活躍できる社会のこととしています。

地域においては、一人ひとりが地域で起こる問題を「我が事」として捉え、地域の人々の困りごとに気づき、世代や分野を超えて地域の人たちや地域の資源が「丸ごと」つながる取組を通して、地域のみinnで課題を解決し、適切な支援につなげる仕組みをつくること、また、行政をはじめあらゆる分野の専門機関が連携し、包括的・専門的な支援を行う体制をつくり、地域の活動を支えていくことを目指します。

地域福祉計画は、本計画の上位計画の位置付けであり、地域づくりに関する取組や複合的な課題を解決する相談支援体制の構築の中で、西東京市版地域共生社会の実現を目指すこととします。

### (3) 西東京市版地域包括ケアシステムの構築

---

西東京市版地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を目処に、重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制の整備をいいます。

地域包括ケアシステムは、社会保障改革プログラム法や医療介護総合確保推進法にも明記されており、国の政策として、全ての自治体が取り組むべき課題となっています。

西東京市では、市民を主役とした「地域づくり・仲間づくり」と、医療・介護等の専門職のチーム力を生かした「多職種協働による地域ケアの基盤整備」の大きく2つの取組を展開してきました。

地域づくり・仲間づくりに関しては、フレイル予防の取組やいきいきミニデイ、いこいなカフェなどの居場所づくりが広がりをみせています。また、多職種協働による地域ケアの基盤整備については、地域包括ケアシステム推進協議会の6つの部会において、職種や分野を越えた地域ケアの在り方や仕組みづくりの検討が進んでいます。

本計画では、こうした西東京市版地域包括ケアシステム構築の取組を、「健康」応援都市や地域共生社会を実現するための「仕組み」や「プラットフォーム」と位置付けて、地域みんなが支え合いながら、自分らしく健やかに活躍できるまちづくりの実現を目指します。

## 4 圏域の設定

西東京市では、福祉サービスの提供や支え合い活動の取組や仕組みづくりを効果的に展開していくために、4層の圏域（市全域、日常生活圏域（4地区）、地域包括支援センター地区（8地区）、小域福祉圏（20地区））を設定しています。

日常生活圏域は、身近な地域に様々なサービス拠点を整備し、たとえ介護を必要とする状態や認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、サービス基盤の整備を進めるために取り入れられた考え方です。

西東京市では、第3期介護保険事業計画から日常生活圏域として、面積及び人口、合併前の旧市及び町による行政区域、社会資源の配置や鉄道などの交通事情などを総合的に勘案して、一定規模を有する4地区（中部、南部、西部、北東部）を設定し、各圏域の特色、実情に応じた多様で柔軟なサービスを提供しています。

第8期計画においても、引き続き住み慣れた地域で安心して生活できるよう、サービス基盤の整備に努めます。

### ■西東京市の圏域設定の考え方

#### 西東京市全域

総合的な施策の企画・調整 ※全市的な相談・支援  
地域密着型サービス事業者指定  
第1層：生活支援コーディネーター・第1層協議体  
ほっとするまちネットワークシステム総合推進会議

#### 日常生活圏域(4地区)

高齢者の日常生活圏域をサポートする圏域  
※地域福祉コーディネーターの配置  
第2層：生活支援コーディネーター・第2層協議体  
ほっとするまちネットワークシステム地区推進会議  
※ほっとネット推進員の育成、配置

#### 地域包括支援センター地区(8地区)

地域包括支援センターを中核とした市民活動等の範囲  
※住民の地域福祉活動に関する情報交換・連携・専門職による支援・活動計画

#### 小域福祉圏(20地区)

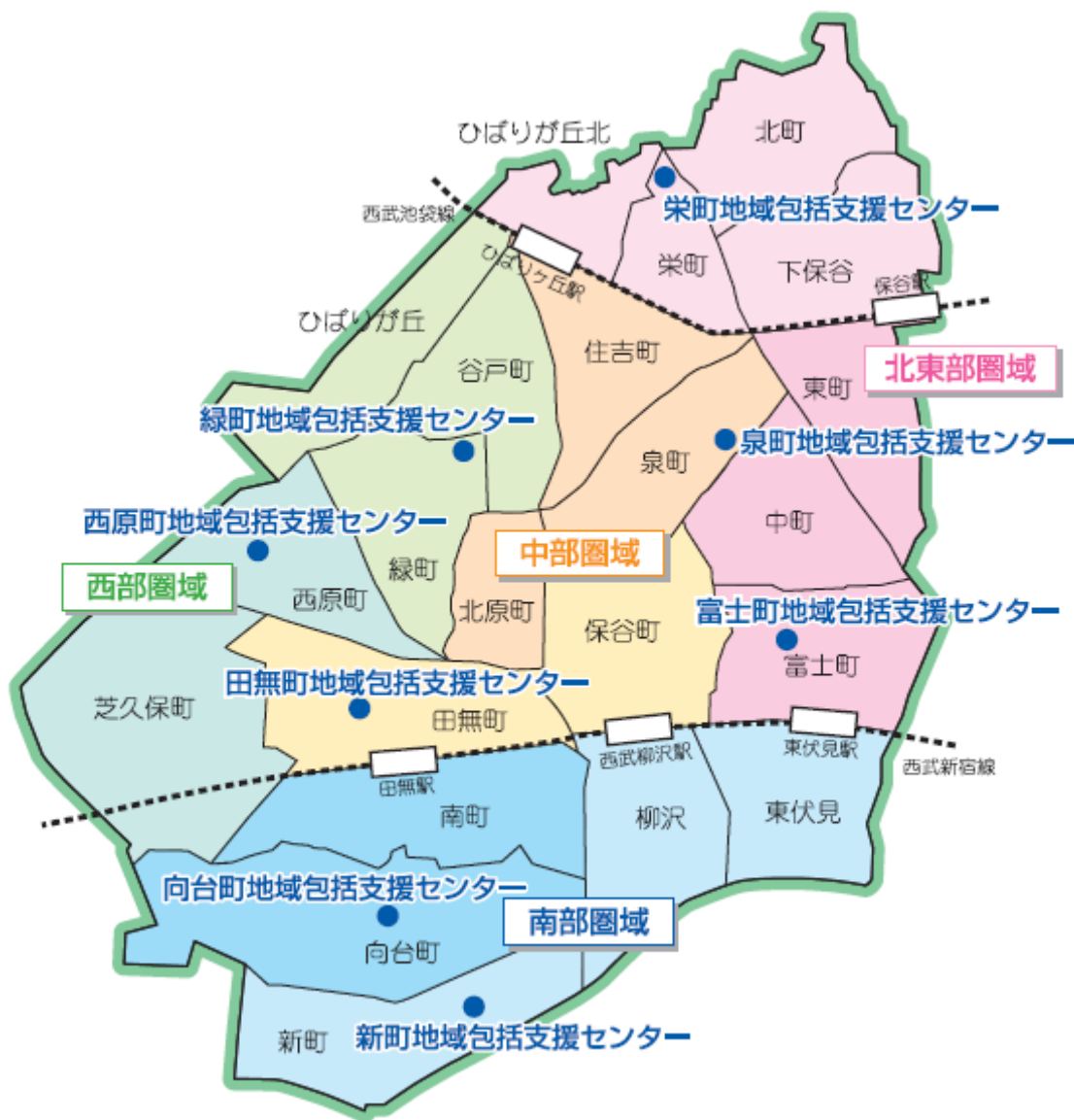
小学校通学区域  
※ふれあいのまちづくり活動

#### 近隣の住民同士が支え合える地域

※要援護者の発見、見守り、災害時の支え合い

地域包括支援センター地区（8地区）や、小域福祉圏（20地区）では、近隣の住民同士が支え合える地域の構築を目指すとともに、それぞれの圏域に応じた相談、支援、支え合い活動の仕組みづくりを進めます。

■西東京市の日常生活圏域



圏域ごとの人口等のデータを追加予定

## 5 計画の位置付け、計画期間

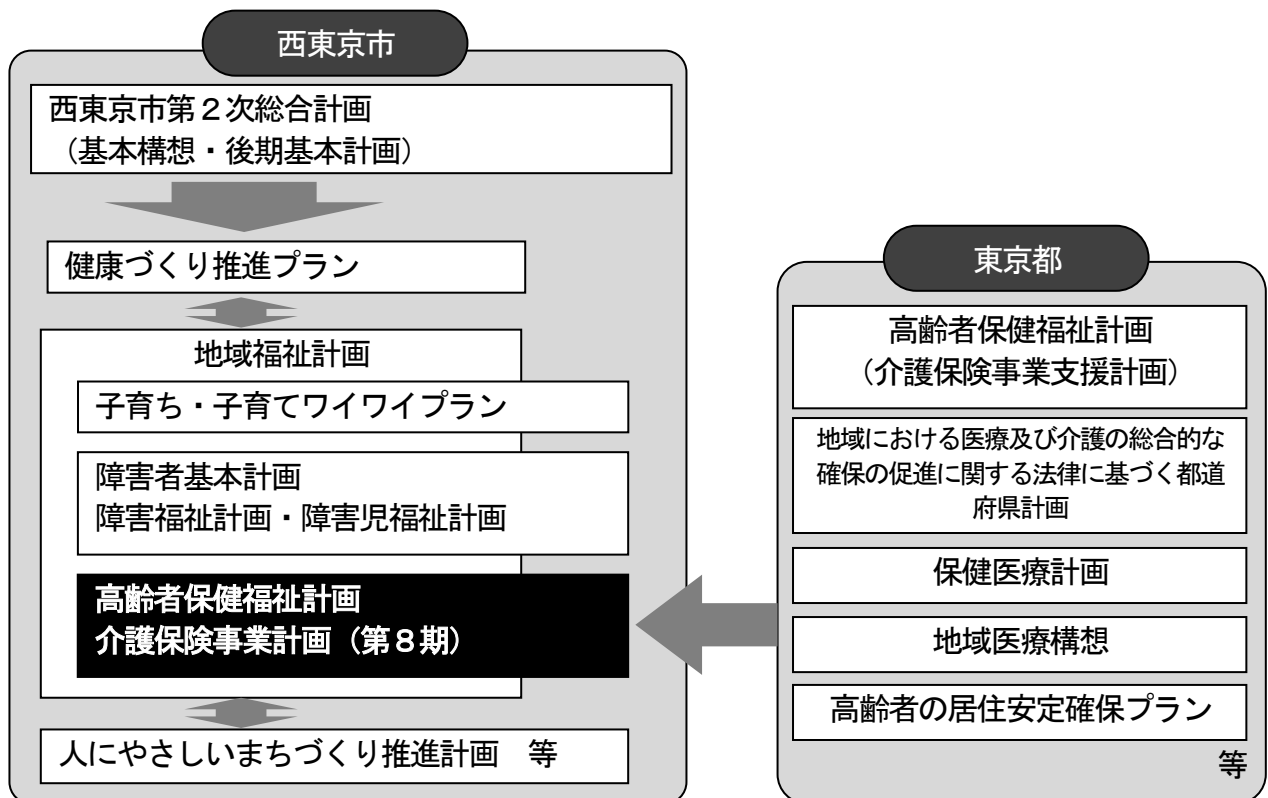
### (1) 計画の位置付け

市町村では、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を策定することとされています。

「西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）」は、高齢者の福祉施策を総合的に推進するため、両計画を一体的な計画として策定するものです。

本計画は、西東京市第2次総合計画（基本構想・後期基本計画）や地域福祉計画を上位計画とし、高齢者施策に関する個別計画として位置付けられます。

上位計画である地域福祉計画は、健康づくり推進プランと相互に調和を図りながら、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画だけでなく、子育て・子育てワイワイプラン、障害者基本計画など各種保健福祉計画を総合的に推進するために定められています。その他、人にやさしいまちづくり推進計画、東京都の各種高齢者関連計画等との整合性を図りながら、本計画を策定します。



### (2) 計画期間

計画期間は、令和3年度(2021年度)を初年度として令和5年度(2023年度)を目標年度とする3か年です。計画最終年度の令和5年度(2023年度)に見直しを行い、令和6年度(2024年度)を初年度とする第9期計画を策定する予定です。

## 6 計画策定の方法

### (1) 高齢者保健福祉計画検討委員会と介護保険運営協議会の設置

本計画の策定に当たっては、高齢者保健福祉計画検討委員会及び介護保険運営協議会において協議・検討を行いました。委員会及び協議会の委員構成は、学識経験者や市内の関連団体の代表、市民等で構成され、各立場の意見を反映する体制を確保しました。

また、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画が調和のとれた整合性のある計画となるよう、高齢者保健福祉計画検討委員会及び介護保険運営協議会を構成する全ての委員を両組織の兼任としました。

### (2) 市民意向等の把握

市民や事業者等の実態や意向等を踏まえた計画とするために、令和元年度に市民や事業者に対して11種類のアンケート調査を実施しました。

調査種別	対象者	対象者数
①高齢者一般調査	市内の介護保険第1号被保険者(要支援・要介護認定者を除く)	2,400 人
②若年者調査	市内在住の 55 歳～64 歳の人(要支援・要介護認定者を除く)	1,500 人
③介護保険在宅サービス利用者調査	要支援・要介護認定者のうち、介護保険居宅サービスを利用している人	1,000 人
④介護保険施設・居住系サービス利用者調査	要支援・要介護認定者のうち、介護保険施設、グループホーム、有料老人ホーム等に入所している人	500 人
⑤介護保険サービス未利用者調査	要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービスを利用していない人	300 人
⑥介護保険サービス事業者調査	西東京市内の介護保険関連施設・事業所及び市内地域包括支援センター	261 事業所
⑦介護支援専門員調査	西東京市内の介護保険関連事業所に所属する介護支援専門員	120 人
⑧在宅医療と介護に関する調査	市内在住の 40 歳以上の要介護認定者のうち、令和元年8月に介護保険の訪問看護を利用している人	300 人
⑨介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	他調査の対象となっていない、市内在住の 65 歳以上の人のうち、要介護1～5以外の人	2,400 人
⑩医療機関調査	市内の医療機関(病院、一般診療所、歯科診療所、薬局等)	344 事業所
⑪在宅介護実態調査	市内の在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている人のうち、令和元年 10 月から令和元年 12 月に更新申請・区分変更申請に伴う認定結果を受けた人	882 人

### (3) 地域包括支援センター別ヒアリング

---

市内の各地域包括支援センターに対して、これまでの活動の現状や課題、地域の特性分析、アンケート調査結果からの気付き、担当地域での事例の検討や今後取組が必要と思うこと等を伺い、計画策定に生かすため、令和2年7月にヒアリングを実施しました。

### (4) グループインタビュー

---

市内で活動しているNPO、地域活動団体、事業者等に対して、これまでの活動の現状や課題、アンケート調査結果からの気付き、今後取り組みたい活動等について伺い、計画策定に生かすため、令和2年7月にグループインタビューを実施しました。

### (5) パブリックコメント、市民説明会(予定)

---

計画素案に対し、市民の皆様から幅広い御意見を聴取するため、令和●年●月から令和●年●月にかけてパブリックコメントを実施しました。また、令和●年●月に市民説明会を開催しました。

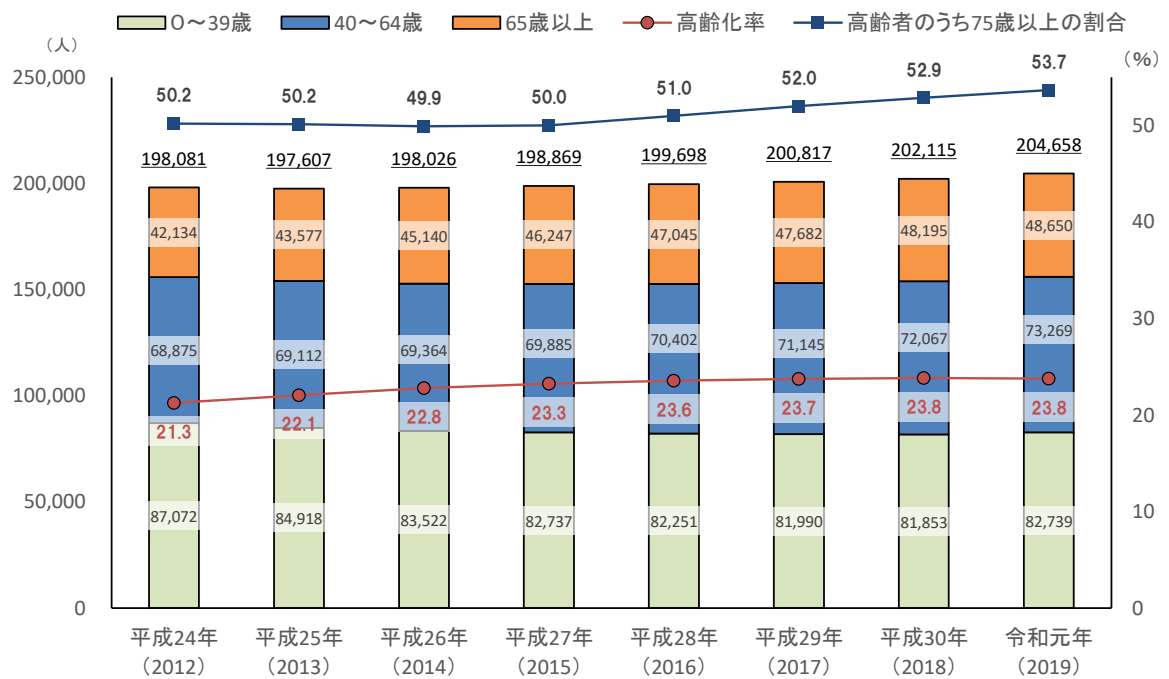
## 第2章 西東京市の高齢者を取り巻く現状と課題

### Ⅰ 西東京市の高齢者を取り巻く現状

#### (1) 人口、高齢者人口

人口は、平成21年以降の微増傾向は変わらず、西東京市の令和元年10月1日現在の総人口は204,658人で、前年同月に比べて2,500人強増加しています。そのうち、65歳以上の高齢者人口は48,650人であり、高齢化率は23.8%となっています。また、高齢者のうち75歳以上は53.7%を占めています。

■ 総人口、年齢3区分別人口の推移



(単位: 人、%)

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総人口	198,081	197,607	198,026	198,869	199,698	200,817	202,115	204,658
0～39歳	87,072	84,918	83,522	82,737	82,251	81,990	81,853	82,739
40～64歳	68,875	69,112	69,364	69,885	70,402	71,145	72,067	73,269
65歳以上	42,134	43,577	45,140	46,247	47,045	47,682	48,195	48,650
(うち75歳以上)	21,147	21,855	22,541	23,134	23,990	24,804	25,476	26,115
高齢化率	21.3	22.1	22.8	23.3	23.6	23.7	23.8	23.8
高齢者のうち、75歳以上の割合	50.2	50.2	49.9	50.0	51.0	52.0	52.9	53.7

(出典) 西東京市「西東京市住民基本台帳」(外国人を含む)

各年10月1日現在



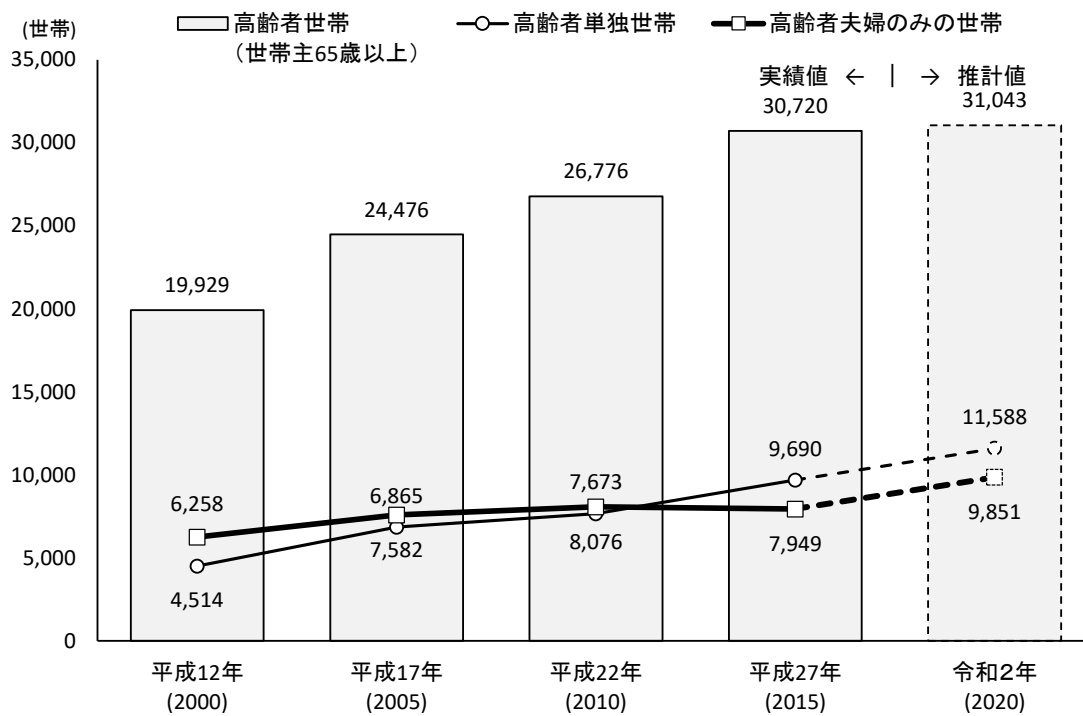
## (2) 高齢者世帯数

国勢調査によれば、世帯主が65歳以上の高齢者世帯の数は、平成27年10月1日現在30,720世帯で、総世帯数の34.3%を占めています。このうち、高齢者単身世帯数は9,690世帯、高齢者夫婦のみの世帯数は7,949世帯、その他の高齢者世帯数は13,081世帯で、高齢者単身世帯数と高齢者夫婦のみの世帯数を合わせた高齢者のみの世帯が、高齢者世帯の57.4%を占めています。

高齢者世帯数は、平成22年から平成27年にかけて3,944世帯増加しており、うち高齢者単身世帯が2,017世帯増と独居の高齢者が増加しています。

「東京都世帯数の予測」によれば、今後も高齢者世帯は増加し、高齢者単身世帯、高齢者夫婦のみの世帯もともに増加が予想されます。

■ 高齢者世帯数の推移



	世帯数					構成比				
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯数	75,961	82,254	87,351	89,605	93,001	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
高齢者世帯 (世帯主65歳以上)	19,929	24,476	26,776	30,720	31,043	26.2 %	29.8 %	30.7 %	34.3 %	33.4 %
単身世帯	4,514	6,865	7,673	9,690	11,588	22.7 %	28.0 %	28.7 %	31.5 %	37.3 %
夫婦のみの世帯	6,258	7,582	8,076	7,949	9,851	31.4 %	31.0 %	30.2 %	25.9 %	31.7 %
その他の高齢者世帯	9,157	10,029	11,027	13,081	9,604	45.9 %	41.0 %	41.2 %	42.6 %	30.9 %
その他の一般世帯	56,032	57,778	60,575	58,885	61,958	73.8 %	70.2 %	69.3 %	65.7 %	66.6 %

(出典)【平成27年まで】総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

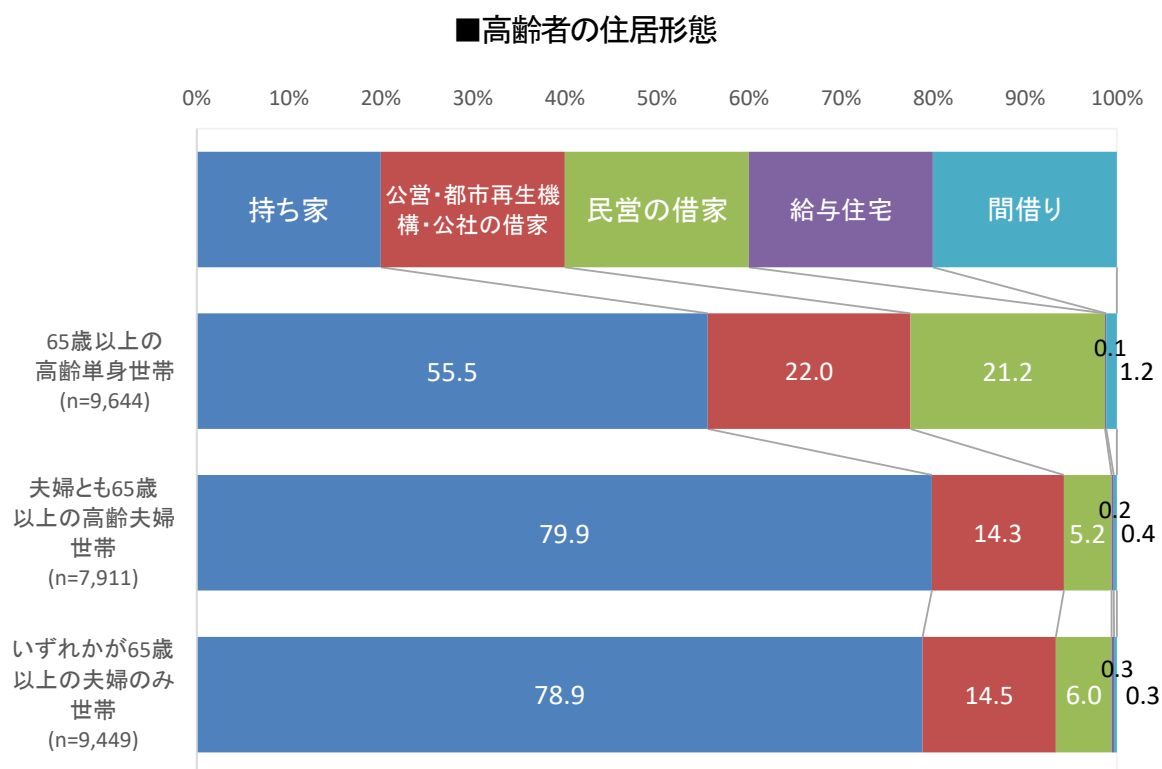
【令和2年】東京都「東京都世帯数の予測」(平成31年3月) ※推計値

※構成比について、「高齢者世帯」は一般世帯数に占める割合、「単身世帯」、「夫婦のみの世帯」、「その他の世帯」は高齢者世帯に占める割合。

### (3) 高齢者の住まい

高齢者の住居形態は、いずれも「持ち家」比率が高く半数以上を占めています。

世帯のタイプ別にみると、高齢者夫婦世帯、いずれかが65歳以上の夫婦のみの世帯では「持ち家」が多く、それぞれ約80%を占めているのに対し、高齢単身世帯では、「公営・都市再生機構・公社の借家」、「民営の借家」といった借家住まいのケースも半数近くを占めています。



(出典) 総務省「国勢調査」(平成27年10月1日現在)

## (4) 介護保険事業

### ① 要介護認定者数

高齢化の進行に伴い、要介護認定者数も年々増加しており、令和元年10月1日現在で10,253人、第1号被保険者数に占める割合は21%となっています。

この要介護認定率は、東京都や東京都市部より高く、ここ数年は20%超えで推移しています。

#### ■要介護認定者数、第1号被保険者数、認定率の推移

(単位:人、%)

区分		平成29年	平成30年	令和元年	伸び率	
					平成29～30年度	平成30～令和元年度
西東京市	要介護認定者数 ①	9,589	9,982	10,253	4.1	2.7
	第1号被保険者数 ②	47,867	48,410	48,893	1.1	1.0
	要介護認定率 ①/②	20.0	20.6	21.0	—	—
東京都市部	要介護認定者数 ①	180,187	187,183	193,332	3.9	3.3
	第1号被保険者数 ②	1,015,136	1,028,815	1,039,471	1.3	1.0
	要介護認定率 ①/②	17.8	18.2	18.6	—	—
東京都	要介護認定者数 ①	575,197	591,203	605,079	2.8	2.3
	第1号被保険者数 ②	3,084,565	3,111,141	3,129,882	0.9	0.6
	要介護認定率 ①/②	18.6	19.0	19.3	—	—

(出典)東京都福祉保健局「介護保険事業状況報告」(各年10月1日現在)

※要介護認定者数は、第2号被保険者を除く

### ② 要介護別認定者数

令和元年度の要介護度別認定者数をみると、第1号被保険者の認定者数10,253人のうち要介護1が最も多く2,732人となっています。また、要支援1、要支援2、要介護1、要介護2を合わせた認定者は6,414人と、要介護認定者数の62.6%を占めています。

#### ■要介護別認定者数の推移

(単位:人(%) )

区分		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		第1号被保険者	第2号被保険者	第1号被保険者	第2号被保険者	第1号被保険者	第2号被保険者
認定者数 (A)	要支援 1	831 (8.7)	5 (2.3)	911 (9.1)	17 (7.1)	1,049 (10.2)	12 (5.1)
	要支援 2	650 (6.8)	11 (5.0)	735 (7.4)	11 (4.6)	749 (7.3)	15 (6.4)
	要介護 1	2,520 (26.3)	48 (21.9)	2,651 (26.6)	49 (20.5)	2,732 (26.6)	50 (21.2)
	要介護 2	1,887 (19.7)	53 (24.2)	1,884 (18.9)	53 (22.2)	1,884 (18.4)	58 (24.6)
	要介護 3	1,402 (14.6)	38 (17.4)	1,465 (14.7)	32 (13.4)	1,475 (14.4)	36 (15.3)
	要介護 4	1,241 (12.9)	28 (12.8)	1,279 (12.8)	40 (16.7)	1,335 (13.0)	32 (13.6)
	要介護 5	1,058 (11.0)	36 (16.4)	1,057 (10.6)	37 (15.5)	1,029 (10.0)	33 (14.0)
	計	9,589 (100.0)	219 (100.0)	9,982 (100.0)	239 (100.0)	10,253 (100.0)	236 (100.0)

(出典)東京都福祉保健局「介護保険事業状況報告」(各年10月1日現在)

### ③ サービス別利用量

第7期計画の介護保険サービスについて、利用者数の実績値をみると、計画を大きく上回っているサービスは、施設サービスでは介護老人福祉施設、在宅サービスでは訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションとなっています。

■介護保険サービスの利用者数の実績値と計画値

		実績値			計画値			対計画比(実績値/計画値)		
		第7期			第7期			第7期		
		H30	R元	R2	H30	R元	R2	H30	R元	R2
施設 サービス	小計 (人)	15,853	15,938	-	15,996	16,140	16,368	99.1%	98.7%	-
	介護老人福祉施設 (人)	10,093	10,350	-	9,204	9,288	9,372	109.7%	111.4%	-
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (人)	0	0	-	0	0	0	-	-	-
	介護老人保健施設 (人)	4,504	4,364	-	5,328	5,388	5,532	84.5%	81.0%	-
	介護医療院 (人)	14	47	-	0	0	0	-	-	-
	介護療養型医療施設 (人)	1,242	1,177	-	1,464	1,464	1,464	84.8%	80.4%	-
居住系 サービス	小計 (人)	11,117	11,591	-	10,884	11,196	11,664	102.1%	103.5%	-
	特定施設入居者生活介護 (人)	9,039	9,518	-	8,760	9,060	9,324	103.2%	105.1%	-
	地域密着型特定施設入居者生活介護 (人)	0	0	-	0	0	0	-	-	-
	認知症対応型共同生活介護 (人)	2,078	2,073	-	2,124	2,136	2,340	97.8%	97.1%	-
在宅 サービス	小計 (人)	225,856	233,981	-	231,588	244,248		97.5%	95.8%	-
	訪問介護 (人)	27,191	27,329	-	27,312	26,856	27,324	99.6%	101.8%	-
	訪問入浴介護 (人)	1,315	1,366	-	1,428	1,464	1,368	92.1%	93.3%	-
	訪問看護 (人)	13,530	14,473	-	14,088	14,988	15,852	96.0%	96.6%	-
	訪問リハビリテーション (人)	1,064	1,256	-	804	840	888	132.3%	149.5%	-
	居宅療養管理指導 (人)	20,095	22,496	-	19,980	22,200	24,420	100.6%	101.3%	-
	通所介護 (人)	24,167	24,317	-	27,756	30,888	34,020	87.1%	78.7%	-
	地域密着型通所介護 (人)	13,060	12,941	-	13,176	13,392	13,068	99.1%	96.6%	-
	通所リハビリテーション (人)	6,348	7,228	-	6,144	6,492	6,996	103.3%	111.3%	-
	短期入所生活介護 (人)	4,743	4,737	-	4,620	4,716	4,788	102.7%	100.4%	-
	短期入所療養介護(老健) (人)	635	569	-	624	648	612	101.8%	87.8%	-
	短期入所療養介護(病院等) (人)	23	11	-	0	0	0	-	-	-
	福祉用具貸与 (人)	43,394	45,519	-	42,276	44,520	46,800	102.6%	102.2%	-
	特定福祉用具販売 (人)	806	775	-	924	960	1,008	87.2%	80.7%	-
	住宅改修 (人)	803	711	-	852	876	888	94.2%	81.2%	-
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (人)	53	109	-	36	156	156	147.2%	69.9%	-
	夜間対応型訪問介護 (人)	696	525	-	1,080	1,164	1,224	64.4%	45.1%	-
	認知症対応型通所介護 (人)	1,562	1,556	-	1,740	1,728	1,728	89.8%	90.0%	-
	小規模多機能型居宅介護 (人)	468	466	-	696	708	744	67.2%	65.8%	-
	看護小規模多機能型居宅介護 (人)	0	10	-	0	0	312	-	-	-
介護予防支援・居宅介護支援 (人)	65,903	67,587	-	68,052	71,652	74,304	96.8%	94.3%	-	

(出典)【実績値】厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

【計画値】介護保険事業計画に係る計画値

※対計画比欄は110%を超える場合は赤字、90%を下回る場合は青字に強調表示

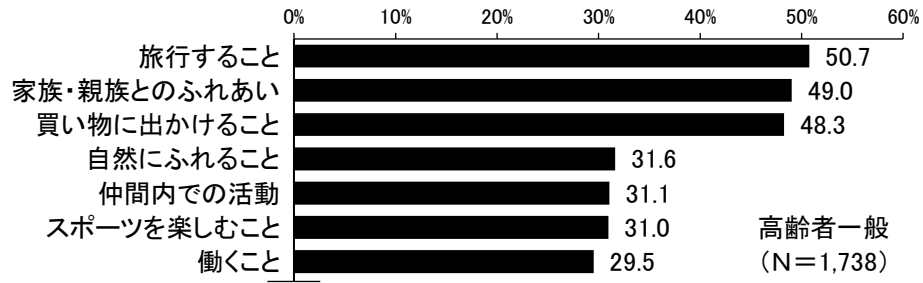
## (5) 高齢者の生活状況(アンケート調査結果から)

### ① 生きがい活動や健康づくり、フレイル予防について

#### ■ 生きがいのある活動について

・現在又は今後行いたい活動は「旅行」、「家族等とのふれあい」、「買い物」が多い。

【高齢者一般】 続けていること、今後行いたい活動(問27・複数回答) ※上位7つまで抜粋

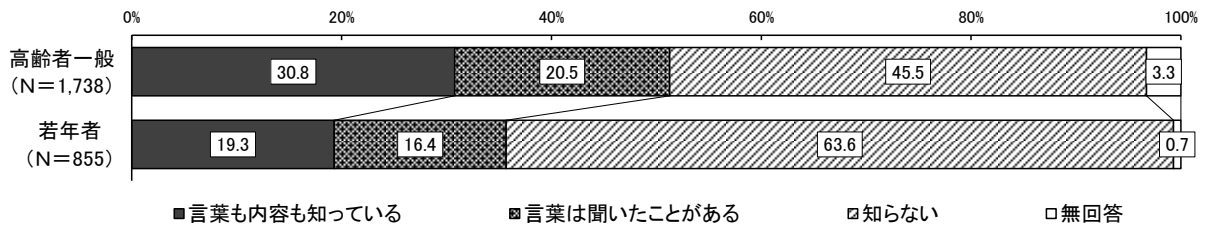


#### ■ フレイル予防について

・フレイル予防について「言葉も内容も知っている」人は、高齢者一般調査で約3割、若年者調査では約2割である。

【高齢者一般】 フレイルの認知度(問19・単一回答)

【若年者】 フレイルの認知度(問14・単一回答)

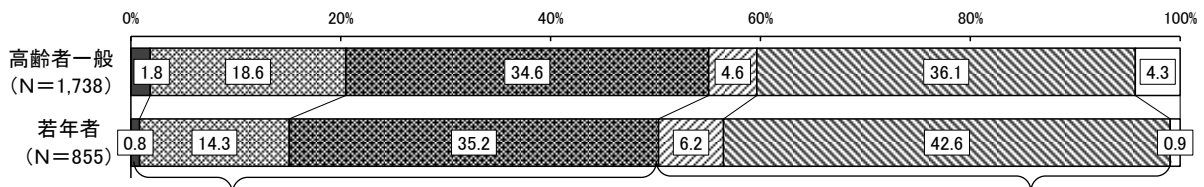


#### ■ 地域の行事や活動への参加状況

・地域の行事や活動へは「まったく参加しない」が多く、次いで「頼まれれば参加・協力する」であるが、全体の傾向で見れば半数以上が参加・協用に前向きである。  
 ・参加の理由は「この地域に住んでいる」や「地域との関わりを持ちたい」、参加しない理由は「興味を持てない行事や活動が多い」や「友人や知人がいない」が多い。

【高齢者一般】 地域の行事や活動への参加状況(問13・単一回答)

【若年者】 地域の行事や活動への参加状況(問9・単一回答)



#### 参加している理由

- ・【高齢者一般】 「この地域に住んでいるから」(63.1%)、「地域との関わりを持ちたいから」(30.5%)
- ・【若年者】 「この地域に住んでいるから」(66.0%)、「地域との関わりを持ちたいから」(27.7%)

- どの行事にも積極的に参加・協力する
- 関心があるものについては積極的に参加・協力する
- 頼まれれば参加・協力する
- 頼まれてもあまり参加・協力しない
- まったく参加しない
- 無回答

#### 参加しない理由

- ・【高齢者一般】 「興味を持てない行事や活動が多いから」(39.6%)、「友人や知人がいないから」(21.9%)
- ・【若年者】 「興味を持てない行事や活動が多いから」(31.7%)、「友人や知人がいないから」(22.5%)

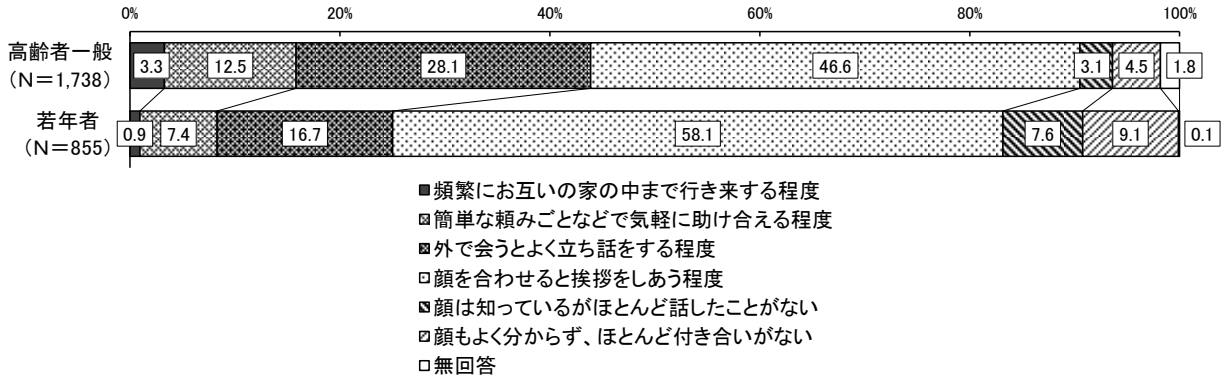
## ②日ごろの生活について

### ■隣近所との付き合いについて

・近所付き合いは「顔を合わせると挨拶をしあう程度」が多いが、より親密な付き合いをしている人は40%以上もいる。

【高齢者一般】 隣近所との付き合い（問12・単一回答）

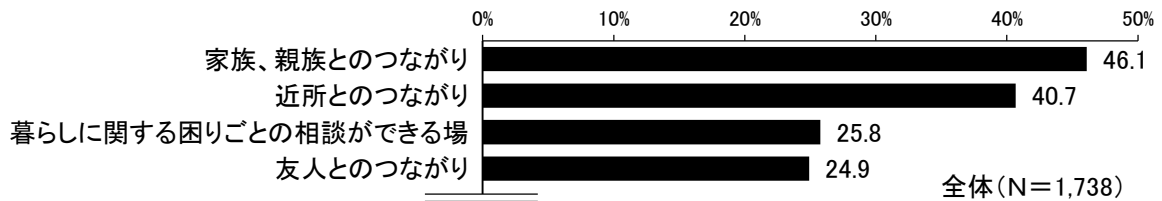
【若年者】 隣近所との付き合い（問8・単一回答）



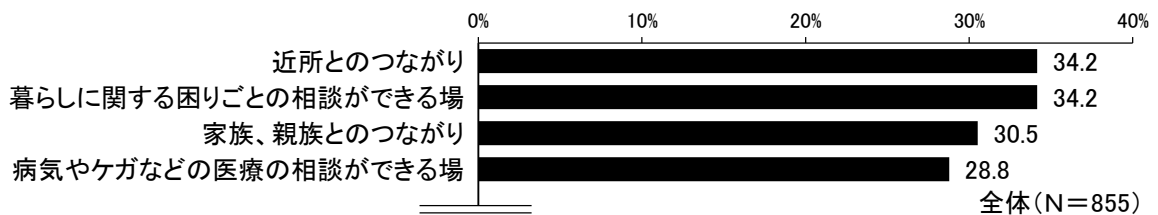
### ■今後地域で暮らしていくために必要だと思うこと

・今後地域で暮らしていくために必要だと思うことは、「家族、親族とのつながり」「近所とのつながり」「暮らしに関する困りごとの相談ができる場」が多い。  
 ・高齢者一般調査では4番目に「友人とのつながり」が多く、若年者調査では「病気やケガなどの医療の相談ができる場」が多くなっている。

【高齢者一般】 今後地域で暮らしていくために必要だと思うこと（問37・複数回答（3つまで））  
 ※上位4つまで抜粋



【若年者】 今後地域で暮らしていくために必要だと思うこと（問33・複数回答（3つまで））  
 ※上位4つまで抜粋

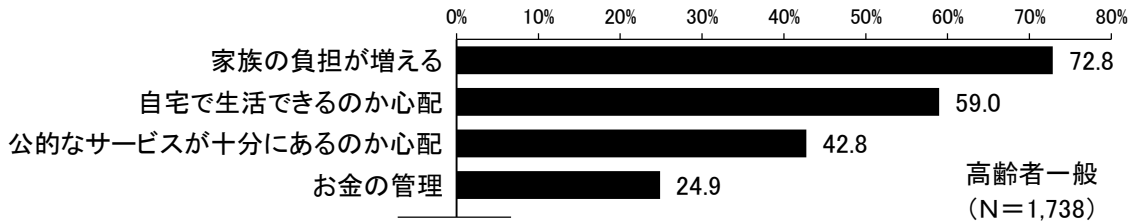


### ③認知症について

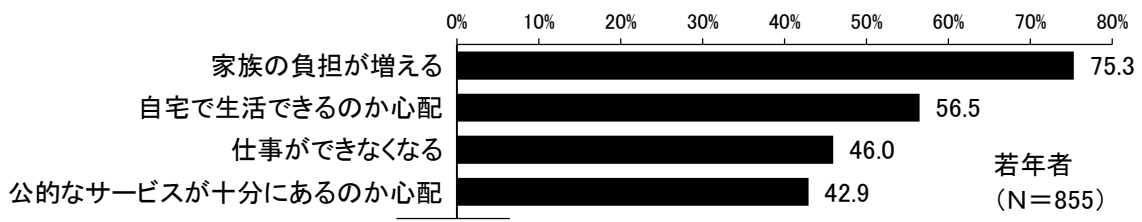
#### ■認知症で心配なことについて

・認知症で心配なことは「家族の負担が増える」や「自宅で生活できるのか心配」が多い。

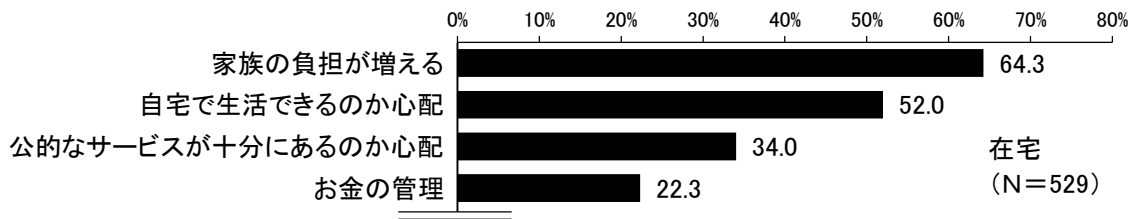
【高齢者一般】 認知症で心配なこと（問29・複数回答） ※上位4つまで抜粋



【若年者】 若年性認知症で心配なこと（問24・複数回答） ※上位4つまで抜粋



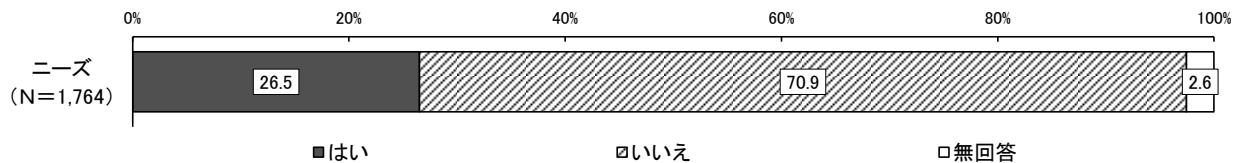
【在宅】 認知症で心配なこと（問27・複数回答） ※上位4つまで抜粋



#### ■認知症に関する相談窓口を知っているか

・認知症に関する窓口を「知っている（はい）」人は26.5%となっている。

【ニーズ】 認知症に関する相談窓口を知っているか（問66・単一回答）

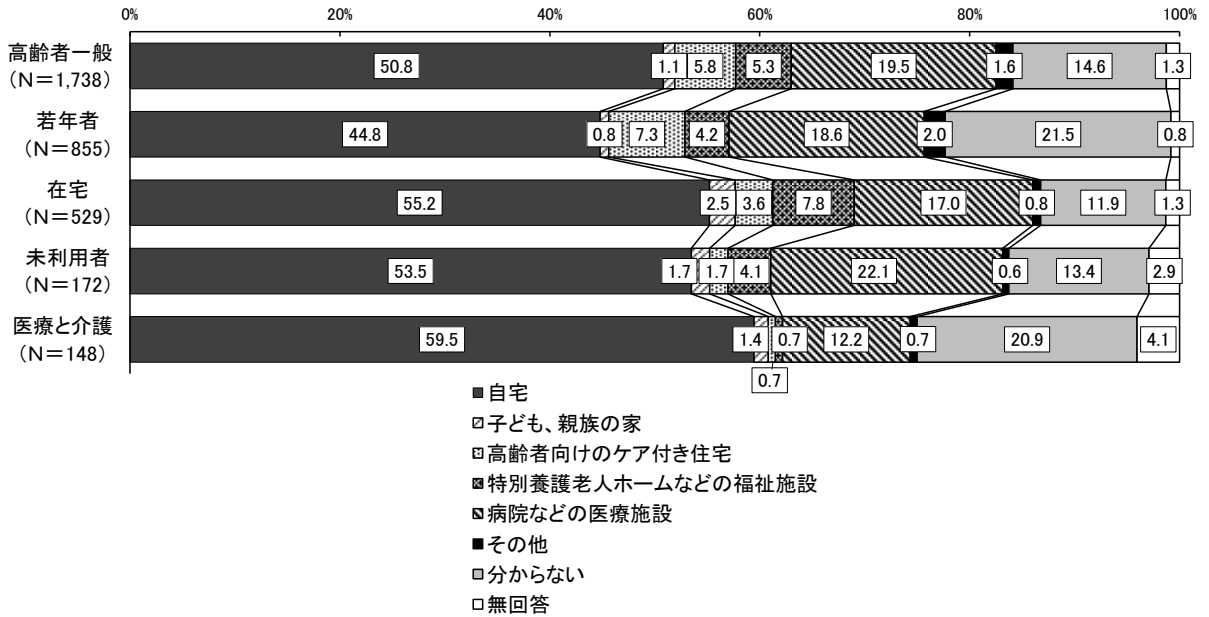


#### ④在宅療養、医療・介護の連携について

##### ■今後の希望（人生の最期の居場所）について

・人生の最期に希望する居場所は「自宅」が最も多い。

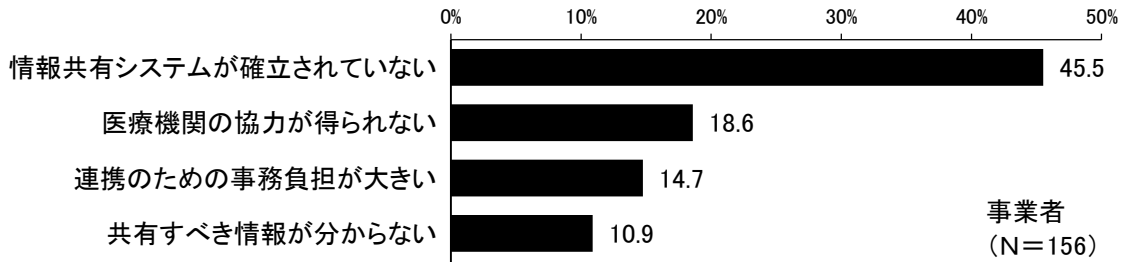
- 【高齢者一般】 今後の希望（人生の最期の居場所）について（問 24・単一回答）
- 【若年者】 今後の希望（人生の最期の居場所）について（問 19・単一回答）
- 【在宅】 今後の希望（人生の最期の居場所）について（問 12・単一回答）
- 【未利用者】 今後の希望（人生の最期の居場所）について（問 14・単一回答）
- 【医療と介護】 今後の希望（人生の最期の居場所）について（問 26・単一回答）



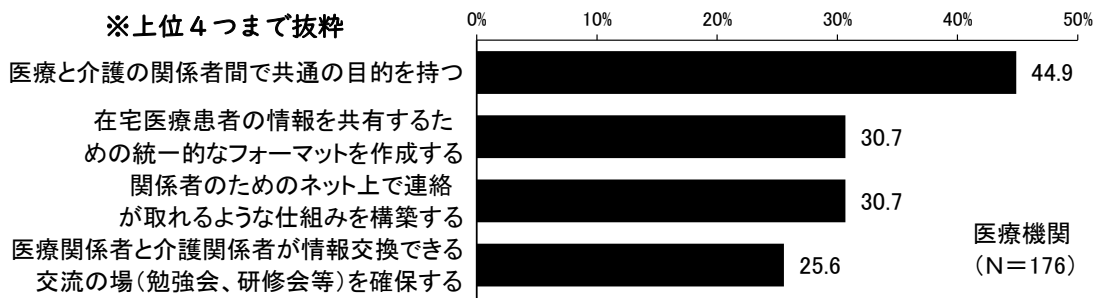
##### ■医療と介護の連携の課題について

・医療と介護の連携における課題として、介護サービス事業者からは「情報共有システムの確立」、医療機関からは「（医療側と介護側が）共通の目的を持つこと」が挙げられている。

##### 【事業者】 医療機関との連携における課題（問 12・複数回答） ※上位4つまで抜粋



##### 【医療機関】 医療職と介護職の連携のために充実すべきこと（問 16・複数回答）



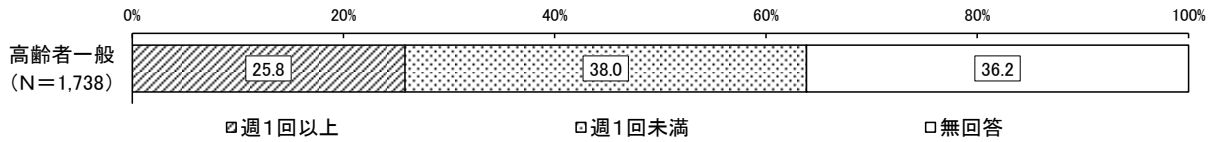


## ⑤外出や移動について

### ■外出の頻度、外出する際の移動手段

・買物及び通院やリハビリ以外での外出頻度については、4人に1人が「週1回以上」外出している。

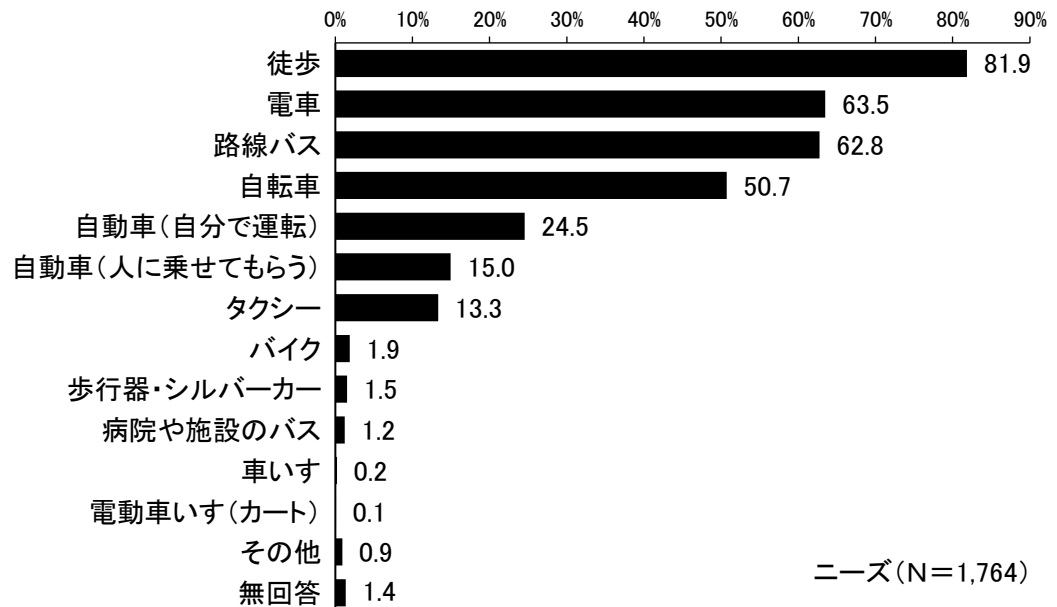
#### 【高齢者一般】 買物及び通院やリハビリ以外での外出の頻度（問8・単一回答）



### ■外出する際の移動手段

・外出する際の移動手段は、「徒歩」が最も多く、次いで「電車」や「路線バス」など公共交通機関の利用が多い。

#### 【ニーズ】 外出する際の移動手段（問19・複数回答）



### ■外出を控えている理由

・外出を控えている人の理由では、「足腰などの痛み」、「トイレの心配」、「病気」に続いて、「外での楽しみがない」となっている。

#### 【ニーズ】 【外出を控えている方のみ】 外出を控えている理由（問18付問・複数回答）

※上位4つまで抜粋



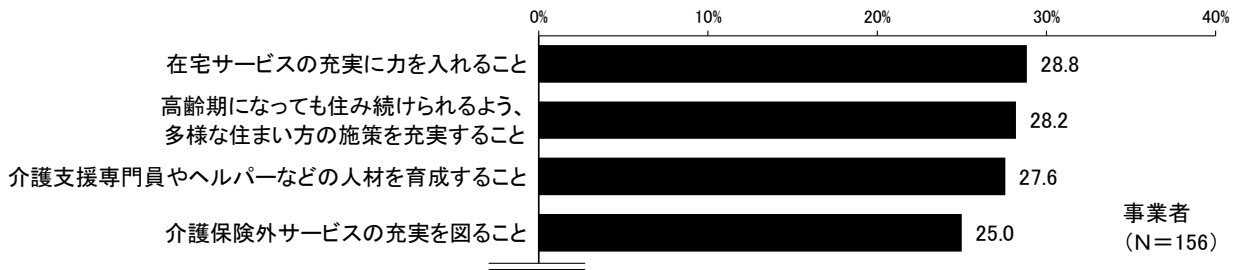
## ⑥介護保険サービスについて

### ■介護保険制度全体のための重点事項

・介護保険サービス事業者からは、市が力をいれるべきこととして、「在宅サービスの充実」「多様な住まい方の施策の充実」「人材育成」が挙がっており、介護支援専門員からは「多様な住まい方の施策の充実」のほか、「介護保険外サービスの充実」や「市民への啓発・PR」が挙がっている。

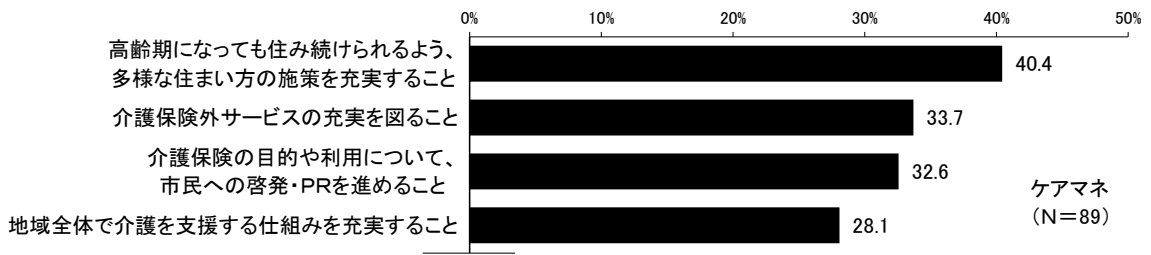
#### 【事業者】 介護保険制度全体をよくするために市が力をいれるべきこと（問29・複数回答）

※上位4つまで抜粋



#### 【ケアマネ】 介護保険制度全体をよくするために市が力をいれるべきこと（問22・複数回答）

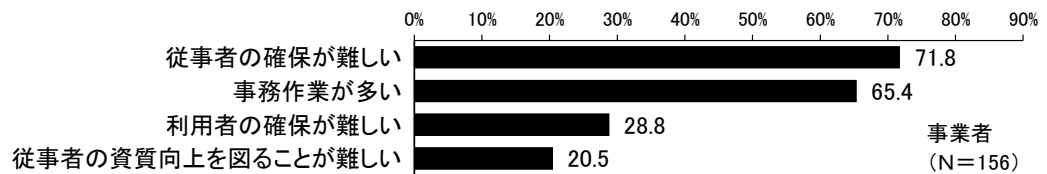
※上位4つまで抜粋



### ■事業の運営や実施における課題について

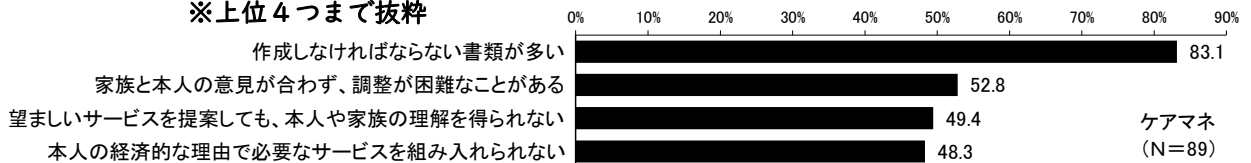
・事業の運営や実施における課題は「人材の確保」「事務作業の複雑さ」「利用者ニーズの確保」などが挙がっている。

#### 【事業者】 事業運営上で困難を感じていること（問4・複数回答） ※上位4つまで抜粋



#### 【ケアマネ】 ケアマネジメントする上で困難を感じていること（問8・複数回答）

※上位4つまで抜粋



## (6) 地域包括支援センター別ヒアリング結果

---

### ① 身近で安全かつ効率的なフレイル予防の推進

フレイル予防については、しゃきしゃき体操やいきいき百歳体操など多様なメニューが展開されていますが、新型コロナウイルス感染症対策の影響も踏まえ、より身近でより安全に効率よく実施する方法を検討していく必要があります。

### ② 一元的で分かりやすい情報提供、情報発信

高齢者が必要となった時に利用できる制度やサービスは多種多様であり、今後も一元的に分かりやすい情報提供や発信が求められるとともに、各地域包括支援センターからの情報発信も必要となっています。

### ③ 認知症に対する地域での包括的な支援

認知症については家族会や認知症カフェの充実が求められています。当事者や家族だけでなく、隣近所や地域の住民の理解や協力、見守りが不可欠なことから、認知症サポーターの養成も重要となっています。

### ④ 多職種による更なる連携強化

多職種連携について、更なる連携強化が必要との指摘が多く寄せられています。特に生活支援コーディネーターとは地域包括支援センターの行う業務と関連する業務も多く、より密な連携が必要との意見があります。

### ⑤ 在宅生活を支援するサービスのコーディネート

希望する在宅生活を継続していくために、介護や医療のサービスはもとより、支え合いや見守りなどのインフォーマルなサービスも組み合わせ、高齢者やその家族の生活を支援していく必要があります。

## (7) グループインタビュー結果

---

### ①健康づくりやフレイル予防の推進による健康寿命の延伸

市内には介護予防教室をはじめ、市民の自発的な体操サークルなどもあり、各自工夫した活動を実施しています。積極的に若い世代を取り込むための声かけや啓発等を行っており、健康づくりの意義を理解し、いかに参加者一人ひとりのモチベーションを維持していくかに尽力している状況が見られます。

しゃきしゃき体操やいきいき百歳体操など、体操のメニューが増えたことで対象や目的が分かりにくいという声があるほか、介護予防事業の“卒業後”に継続して取り組むものが必要との指摘もみられます。

### ②認知症の方とその家族との共生や認知症予防の推進

認知症の人やその家族にとって、家族の会や認知症カフェは日々認知症と共に生きる中で大きな支えとなっている状況が見られます。一方で、こうした支援につながっていない家庭も依然として存在している可能性もあるため、身近な場所での相談や居場所づくりが求められています。

### ③在宅療養体制の更なる充実

希望する在宅生活を継続していくために、介護や医療のサービスはもとより、支え合いや見守りなどのインフォーマルなサービスも組み合わせ、高齢者やその家族の生活を支援していく必要があるとの指摘も見られます。

介護以外の家事全般の援助や服薬管理、見守りなど特別な資格を必要としない支援については、ボランティア等地域の人材を活用すべきとの意見も寄せられています。

### ④高齢者の多様な住まいや住まい方への支援

西東京市の高齢者の多くは一戸建てもしくはマンション等の持ち家居住となっていますが、公的な借家や民間借家居住も一定程度みられ、高齢者単身世帯でその割合がやや多くなっています。必要とするサービス等は人それぞれであり、それらを利用しながら住み慣れた環境で安心して暮らすことができるよう支援することが求められています。

### ⑤外出支援に関する取組の実施

市内には移動支援を行うNPOや介護に精通したタクシー会社もあり、通院や買い物のほか、家族での外出や小旅行などの多様な利用目的に対しても柔軟に対応しています。

また、認知症サポーター養成講座を従業員で受講するなど受入れの体制づくりを積極的に行っている事業者もあります。

## 2 介護保険制度改正等の動向

介護保険法において、国は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）を定めることとされています。

都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たすものとなります。

第8期計画の基本指針において記載を充実する事項とされた項目は以下のとおりです。

### (1) 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

---

令和7年(2025年)はいわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となり、また令和22年(2040年)はいわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となります。このため、2025年、2040年のサービス需要の見込を踏まえ、施設サービス、居住系サービス、在宅サービスをバランス良く組み合わせて整備することが重要となります。また、市町村において、関係機関、団体との連携を図りつつ、総合的な介護人材確保を推進するための基盤を構築する必要があります。

### (2) 地域共生社会の実現

---

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築や地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備などが重要であるとされています。実施に当たっては、地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等と一体的に取り組むことが求められています。

このため、これらの施策について、市町村としての考え方や取組について記載することが求められています。

### (3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)

---

介護保険制度を通じて、介護や支援を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができることを目指しています。また、意欲のある高齢者や地域の人が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要です。そのためには、介護予防や健康づくりの取組を充実・推進し、要介護度の重症化を防ぎつつ、元気な高齢者の健康を保つことを推進することが求められています。

#### (4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

---

近年、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など多様な住まいが供給され、高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けるための取組が進められています。こうした状況を踏まえて、施設関連のサービスの質の確保等を図るため、都道府県と市町村の更なる情報連携の強化の必要性が増しています。

#### (5) 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

---

国は「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせるとともに、たとえ認知症になったとしても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進しています。介護保険事業計画における認知症対策では、更に教育等他の分野とも連携して取組を進めることが重要となります。

#### (6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

---

介護人材の不足がますます深刻化しており、令和7年(2025年)以降はさらに現役世代(介護の担い手)の減少が顕著となることも予想されていることから、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となっています。総合的な介護人材の確保のための取組に加え、介護現場における業務の簡略化やロボット・ICTの活用、総合事業等の担い手確保などの取組が必要となります。

#### (7) 災害や感染症対策に係る体制整備

---

近年全国で大規模な災害が発生し、特に高齢者が犠牲になるケースも多いことから、災害時に備えた検討を進めるとともに、地域防災計画との調和に配慮することが求められています。また、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症に備えた取組等を検討するとともに、新型インフルエンザ等対策行動計画との整合を図る必要があります。

### 3 第7期計画の取組と課題

第7期計画における施策ごとの取組と課題については以下のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの事業が影響を受けるとともに、その対応に取り組んだ。

#### 基本方針I 自分らしく過ごせるまちの実現

---

##### I-1 情報提供の充実

様々な媒体による情報提供体制の強化、介護予防や健康づくりなどの出前講座の実施、地域包括支援センターを中心とした関係機関による相談体制の充実を図っています。

地域包括支援センターのヒアリングからは、単なる情報提供の場だけでなく健康チェックや運動など複合的な要素を組み合わせるなど、市民からの要望に柔軟に応じた情報提供や支援の強化を図る必要が挙げられています。

出前講座等の各種講座や研修等は、新型コロナウイルス感染症対策として、新しい開催手法を検討する必要があります。また、地域共生社会の構築に向けて、地域生活課題を包括的に支援する体制について、各種関係機関の連携手法等を検討する必要があります。

##### I-2 権利擁護の取組の充実

日常生活自立支援事業や成年後見制度など、市民の権利擁護に向けた取組を進めるとともに、関係機関による連絡会を開催し、情報の共有と普及啓発を進めています。

日常生活自立支援事業の新規契約件数は、計画の見込を上回っています。また、アンケート調査結果からは、成年後見人に財産管理などを任せることをどう思うかについて、「分からない」との回答が最も多くなっています。

今後は、認知症高齢者が増加し、高齢者個人の意思や権利を守る仕組みが重要になることから、引き続き権利擁護体制の充実を図っていくとともに、成年後見制度などの市民の権利擁護に関する取組の普及・啓発や、利用の促進を図っていく必要があります。

##### I-3 高齢者の虐待防止

高齢者の虐待防止に向けて、専門家や関係機関による連絡会を定期的で開催するとともに、介護施設事業者向けの研修や虐待対応のモニタリング、虐待防止キャンペーン、息子・娘介護者の会の開催などに取り組んでいます。一方で、アンケート調査の一般高齢者調査では、高齢者虐待の通報先を「知らない」と回答した人の割合が76.6%となっています。

今後も引き続き、専門家や関係機関で構成する「高齢者虐待防止連絡会」等における即応性、継続性のある支援を進めるほか、関係機関との連携のもと、虐待の未然防止や早期発見・早期対

応に向けた体制づくり、市民に対する高齢者虐待防止の啓発活動を進めていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により外出を自粛する高齢者が増加することによる課題の潜在化や、介護者の負担が大きくなることによる虐待の発生が予測されるため、対応を検討する必要があります。

#### 1-4 家族介護者への支援

家族介護者への支援として、講習会や専門相談、慰労金支給などの直接的な支援のほか、家族会や介護者相互の集いの場やレスパイトにも利用できる病床の確保など家族介護者への支援体制づくりを進めています。

アンケート調査の結果からは、介護する上で困っていることとして、「精神的に疲れ、ストレスがたまる」、「肉体的に疲れる」、「自分の自由な時間がない」、「介護がいつまで続くのか分からない」との回答が上位に挙げられています。周囲と孤立して問題を抱えている家庭もあると見込まれることから、家族介護者の負担を軽減するための各種機会の提供など、家族介護者を支えるための仕組みを充実させていく必要があります。

### 基本方針2 安心・安全なまちの実現

---

#### 2-1 多様な住まい方の実現

高齢者の多様な住まい方についての情報提供を行うとともに、シルバーピアなどでの居住支援のほか、民間賃貸住宅への入居支援などにより、本人の暮らし方に合った住まいの選択を支援しています。

民間賃貸住宅を活用したセーフティネットの構築では、引き続き庁内各課や民間事業者と連携し、生活面に困難を抱える高齢者に対して住まいと生活の支援を一体的に行っていく必要があります。

#### 2-2 外出しやすい環境の整備

一般の公共交通機関などの手段では外出が困難な高齢者に対し、通院等を目的とした外出支援サービスを提供しているほか、複数の民間団体が移動サービスを提供しています。

今後も制度の持続可能性を検討した上で、継続して必要な外出支援サービスを提供していく必要があります。また、多様な主体が提供する移動サービスの在り方についても検討していく必要があります。

#### 2-3 いざというときのしくみづくり

災害時要援護者について、社会福祉協議会や民生委員、地域包括支援センター等に対象者名簿を配付し、情報共有を図っています。高齢者本人の不測の事態など、いざという時に身を守る仕



組みとして、救急代理通報システムや火災安全システム、徘徊位置探索サービス、ささえあいネットワーク事業の強化などの取組を行ったほか、高齢者の防犯意識の向上を目的として防犯講話の実施、振り込め詐欺等の防止のための自動通話録音機の配付を行っています。

地域で安全・安心な生活を送るために、災害への備え、防犯体制の整備、消費者保護の仕組みづくり、一人暮らしや心身機能の低下に不安がある方が安心して暮らせるための仕組みづくりのほか、新型コロナウイルス感染症対策を含め、幅広い観点から高齢者の暮らしを支える仕組みづくりを進めていく必要があります。

## 基本方針3 地域での生活を支えるしくみづくり

---

### 3-1 地域参加の促進

様々なボランティア活動等への参加促進や、就労意欲のある高齢者に就業機会を提供する取組を行ったほか、高齢者の生きがいを支援・促進するよう、教養・文化・スポーツ等の学習機会を提供しています。

今後もますます「生涯現役で活躍する」高齢者は増加すると予想されるため、引き続き社会参加の場や学習機会の提供が必要となるほか、より多くの高齢者が参加できる場の把握や開発が必要となっています。新型コロナウイルス感染症対策により、地域活動の場が制限され、高齢者の生きがいを支える場も制限されることが想定されるため、対応を検討する必要があります。

### 3-2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

事業対象者、要支援者に対し、市独自基準の訪問型・通所型サービスを提供しています。また、身近な地域で介護予防に取り組めるよう、住民主体による訪問型の「ちょっとしたお手伝い」のサービスが8拠点において提供されています。さらに、ボランティアが運営する「街中いきいきなサロン」が各地に展開されています。

元気高齢者の知識や経験を生かし、生きがいをもって地域の担い手として活躍する機会を提供する必要があるほか、介護サービス事業所やリハビリテーション専門職その他多様な主体と連携し、新たなサービスや支援の検討を進める必要があります。

### 3-3 介護予防の促進

フレイルサポーター養成、フレイルチェック、フレイル実践講座、いきいき百歳体操などを地域の多職種、他機関とともに取り組んでいるほか、福社会館でトレーニングマシンの一般開放を行っていることや、健康体操を継続的に実施するなど、生きがいを支える場の整備や介護予防の必要性に関する意識啓発、実態調査などに取り組んでいます。

今後は、運動機能のみならず、食生活の改善、口腔ケアなどの取組について、具体的な対策を講じる必要があります。

### 3-4 生活支援サービス等の充実

介護保険外の市の独自サービスとして、配食サービス、認知症や寝たきりの方への紙おむつ給付サービス、高齢者理・美容券交付サービスなどを行い、高齢者の在宅生活を支援しています。

一部のサービスについては、民間事業者等による提供も行われているところであり、必要とされる方に必要な支援が届くよう、内容や対象を精査しながら市が担うべきサービスを実施していく必要があります。

## 基本方針4 在宅療養体制の充実

---

### 4-1 多職種が連携する体制づくり

多様な関係機関の専門職が在宅で療養する高齢者の情報を共有するシステムの構築を継続して検討しています。

互いの専門性を尊重し合いチームで効果的に力を発揮してもらうことを目標にリーダー研修、基礎研修、病院・在宅研修の3つの研修を体系化しており、病院・在宅研修は当初見込みを大きく上回っています。

今後も在宅療養の需要は増加が予想されるため、引き続き在宅療養連携支援センターにしのわを中心に、在宅療養者やその家族をチームで支える体制づくりに重点的に取り組む必要があります。

### 4-2 市民への理解の促進

かかりつけ医や、かかりつけ歯科医などの重要性を周知し、高齢者が身近な地域で健康管理ができるよう支援しています。また、市民が主体となって自分らしく最期まで生きることができるよう、医療や介護のこと、最期の迎え方などについて、考え始めるきっかけづくりについて、専門職ではない市民目線での啓発のため、市民との協働啓発部会において、市報での周知、講演会の開催、出前講座、「西東京市版人生ノート」の作成に向けた取組を行っています。

在宅で療養する高齢者だけでなく、広く一般にも市の取組を周知し、理解を深めてもらうよう、引き続き働きかけを行っていく必要があります。また、「人生の最終段階における医療」に関する考え方を普及させていく必要があります。

### 4-3 在宅療養の体制整備

在宅療養を支える人材の育成を目的とした専門職向け学習会を開催するとともに、地域包括ケアシステム推進協議会において終末期ケアを含めた機能・体制整備の検討を行っています。

高齢者一般調査では、長期療養が必要になった場合の居場所に自宅を希望している人、在宅での療養が可能だと思える人の割合は、3年前の調査に比べそれぞれ1割程度増えています。今後も在宅療養の需要は増えることが予想されるため、医療を提供する医療機関等との連携を強化し、

人材の育成も含めた在宅療養の継続的な体制づくりに取り組んでいく必要があります。

## 基本方針5 介護保険サービスの充実

---

### 5-1 介護保険サービス提供体制の充実

市民が必要とする介護保険サービスを確保するため、サービスを提供する事業者への情報提供やネットワークの構築、サービスの質の向上への支援などを行っています。

介護保険連絡協議会等を通じて、介護事業者の質の向上と情報共有を図るとともに、「介護保険事業者ガイドブック」の発行や、「介護の日」などのイベントにより、介護保険制度を分かりやすく周知しています。

また、公募により地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護（1事業者）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス（1事業者）、看護小規模多機能型居宅介護（1事業者）の運営事業者を決定しました。

今後も、住み慣れた地域で在宅生活を継続するには、定期的かつ高頻度の見守り体制の構築が求められています。

### 5-2 サービスの質の向上

多くの介護事業所が福祉サービス第三者評価を受けることによって、提供するサービスの質の向上を図るとともに、各種介護事業所や専門職向けの分科会等により、提供する介護サービスの質の向上への支援を行っています。

複雑化・多様化する高齢者のニーズに対応するため、今後も継続して提供するサービスの質の向上を図る取組が必要です。事業者ごとのサービスの質の向上とともに、利用者とサービスの橋渡し役であるケアマネジャーの知識や技術、対応の柔軟性なども非常に重要なことから、今後も多様な研修や講座の受講支援などに力を入れていく必要があります。また、ケアプランの質の向上を図るため、継続してケアプラン点検を実施する必要があります。

### 5-3 介護人材の確保

介護保険サービスを安定して提供していくために、各事業者が必要とする介護人材の確保支援や介護職で働く人のワーク・ライフ・バランスの推進、書類削減などによる負担軽減支援などに取り組んでいます。

人口減少社会にあっても高齢化は進行し、介護人材の需要はますます高まることから、業務仕分けやロボット・ICTの活用、介護職員初任者研修受講料助成制度の継続的な実施など、介護従事者が働きやすい環境づくりを引き続き支援していく必要があります。

## 5-4 保険者機能の充実

介護保険制度を今後も安定して運営していくために、介護認定や介護給付が適正に行われるよう保険者として監督・指導を行うとともに、低所得者への保険料や利用料の負担軽減を講じつつ、保険料の収納率向上に取り組んでいます。

今後も適正な介護給付を行うため、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、利用者への介護給付費通知などを実施し、ケアプラン点検では自立支援はもとより、重度化予防・防止のためのケアマネジメントの質の向上を目指した研修の取組も必要となっています。

## 基本方針6 誰もが健やかに暮らすしくみづくり

---

### 6-1 健康づくりの促進

高齢者になっても、いつまでも元気で健康的に暮らせるよう、身近な場所での健康づくりやスポーツ・レクリエーションの推進、食事面の支援、健康診査などを行っており、アンケート調査では、体調を維持するために「栄養のバランスなどに気を付け、食べている」「規則正しい生活をするように心がけている」「かかりつけの医師・歯科医師に健康チェックをしてもらうようにしている」との回答が半数を超えています。

自主的な健康維持・増進を促し、支援することで、医療費や介護保険料の抑制にもつながることから、今後も様々な取組を講じていく必要があります。新型コロナウイルス感染症の感染防止のための外出自粛により、運動の機会が減少していることが予想されるため、新しい生活様式に留意した取組を行う必要があります。

### 6-2 認知症の方などへの支援

認知症支援コーディネーターを配置し、認知症の早期発見と適切な医療等へつなぐ役割を果たすとともに、みまもりシールの配布を通して認知症高齢者の行方不明時に備える取組を行っています。

認知症サポーターの養成や、認知症カフェなどの実績は着実に増えていますが、ヒアリングでは家族支援や住み慣れた地域で暮らすことへの支援はまだ不十分であるとの意見も出ています。

2025年には高齢者の5人に1人は認知症となる推計がある中、地域住民や関係機関の更なる連携・体制強化が必要です。また新型コロナウイルス感染症による外出自粛で、さらに認知症のリスクが高まる可能性があり、対策を講じる必要があります。

## 基本方針7 地域の力を引き出すしくみづくり

---

### 7-1 地域ぐるみで支え合うしくみづくり

既存の地域の支え合いに関する事業と連携しつつ、市民の自主的な地域での活動を支援する仕組みとして、ボランティア、自主グループ、NPO等の育成や活動拠点の整備を行っています。アンケート調査において、高齢者一般調査では、隣近所との付き合いについては、「普段付き合う機会がない」という理由で「顔を合わせると挨拶をしあう程度」が最も多いものの、若年者調査では、できると思う地域等の活動に「見守りや声かけ」、「ごみ出し等簡単な手伝い」「趣味、特技を活かしたボランティア」が挙げられています。

このため、今後は地域の支え合いに関する事業の整理を行ったうえで、市民がわかりやすく地域活動に参加できるよう環境づくりや必要な支援を行っていく必要があります。

### 7-2 地域共生社会の促進

年齢や性別、国籍、障がいの有無にかかわらず、全ての人が地域に暮らし地域を支える一員であるという地域共生社会を築いていくために、庁内複数部署で横断的にシンポジウムを開催し、地域住民への理解を進めるきっかけづくりに取り組んだほか、地域包括支援センターの機能強化などに取り組んでいます。

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、相談支援機関の連動性を持った体制づくりが必要となっています。

## 4 第8期の課題と方向性

西東京市の高齢者を取り巻く現状や社会情勢、これまで実施したアンケート調査や地域包括支援センターヒアリング、グループインタビューの課題などの結果から導き出される、第8期計画における課題と今後の方向性は次のとおりです。

### (1) 生きがい活動とフレイル予防の推進

#### 〔課題〕

- 現在の高齢者はもちろん、高齢者に限らず、健康づくりや暮らしている地域に対する興味・関心を高めていく取組を行うとともに、各種講座等に取り組みやすい環境を整え、自ら行動、実行する人を増やす、健康維持・増進や介護予防の取組を広げていくことが求められています。
- 市が推進する介護予防や健康づくりのメニューについて、体系的に整理するとともに、生きがいづくりの活動なども含めた、継続的な支援や関わりを検討していく必要があります。

#### 〔今後の方向性〕

地域で暮らす高齢者のために、健康づくりや介護予防・フレイル予防、生きがいづくり、地域参加等を促す仕組みを充実する

### (2) 生活支援体制の充実

#### 〔課題〕

- 介護保険や高齢者福祉サービス以外にも高齢者が利用できるサービスは多様であり、必要な時に必要なサービスが利用できるよう、情報提供や相談支援を充実していく必要があります。介護が必要な人のいる家庭が孤立しないよう公的サービス以外にも地域で生活を支える体制づくりが必要です。
- 地域に暮らす元気高齢者については、就労や地域の担い手として活躍することが期待されています。今後さらに需要の高まりが予想される介護分野において、元気高齢者の参入を促し、地域の貴重な人材として活躍できるよう、マネジメントしていくことが求められています。
- 高齢者の生活を支えるサービスを充実するとともに、虐待防止や権利、財産を守る支援などの取組も併せて進めていく必要があります。

#### 〔今後の方向性〕

高齢者の生活を支えるサービスを必要な時に利用できるよう支援するとともに、地域で支え合う仕組みやきっかけづくりを充実する

### (3) 認知症施策の推進

---

#### 〔課題〕

- 認知症は、早期に発見することと適切な医療等へつなぐことが肝心であり、引き続き認知症支援コーディネーターの活用をはじめ、初期集中支援チームの適切な運用、認知症サポーターの養成や若年性認知症への対応などが求められています。
- 本人や家族をはじめとした介護者の支援が必要であることから、認知症カフェやサロンなど気軽に立ち寄り、相談できる環境づくりや話し相手が見つかる居場所づくりを進めていく必要があります。

#### 〔今後の方向性〕

認知症を理解し、認知症の当事者や家族を地域で支える仕組みや体制を充実する

### (4) 在宅療養体制の充実

---

#### 〔課題〕

- 西東京市では医療機関や介護事業者、ケアマネジャーなどの関係機関や専門職が連携し、住み慣れた居場所での看取りを可能にする体制づくりを進めています。人生の最期は自宅で迎えたいと希望する人は多いものの、家族の負担等を理由に施設や医療機関を選択せざるを得ない場合もあることから、必要な介護や医療を利用しながら、本人も家族も安心して在宅で療養できる体制があることを周知し、理解を広げていく必要があります。
- 在宅療養体制の充実に向け、医療や介護など多職種連携の場を設け、情報共有や研修等を行っていますが、すべての医療機関、介護事業者への浸透が十分とはいえないことから、引き続き在宅療養連携支援センターにしのわを中心に、在宅療養者やその家族をチームで支える体制づくりが求められています。

#### 〔今後の方向性〕

医療や介護などの必要なサービスを利用しながら住み慣れた居場所で最期まで暮らすことができる体制を充実する

## (5) 安心して暮らせる環境づくり

---

### 〔課題〕

- 高齢者になっても西東京市で安心して暮らしていけるよう、その人に合った住まいや住まい方を選択できるよう支援していく必要があります。また、できるだけ自分の力で外出できるよう、安全に歩ける道路環境整備や移動・外出の支援、人にやさしいまちづくりが求められています。
- 様々な犯罪等から高齢者の命や財産を守る支援や防災など、安全の確保に向けた取組を進めていく必要があります。また、新型インフルエンザや未知の感染症などへの対策はすべての市民にとって共通の課題となっており、中でも特にリスクが高いとされる高齢者については優先的に取組を進めていく必要があります。

### 〔今後の方向性〕

必要な住まいの確保、防犯・防災、感染症対策など、安心して暮らせるまちづくりを進める

## (6) 介護保険サービス等の充実

---

### 〔課題〕

- 今後も質の高い介護サービスを提供していくために、介護に携わる職員の確保は急務であり、サービス提供事業者に対し、処遇改善や研修開催による人材確保、介護サービスの質の向上を支援していく必要があります。
- 介護人材の需要はますます高まることから、業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の活用による業務改善、東京都との連携などにより、介護従事者の継続的な確保や働きやすい環境づくりを引き続き支援していく必要があります。

### 〔今後の方向性〕

介護サービス提供体制の確保やサービスの質の向上、人材の確保など必要とされる介護保険サービスを量・質ともに確保する



## 第3章 計画の考え方

### Ⅰ 基本理念

いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち西東京市  
～みんなで支え合うまちづくり～

西東京市の人口は、令和7年（2025年）が202,976人、令和22年（2040年）が200,191人になると推計されます。このうち、高齢者人口は令和7年（2025年）の52,296人、総人口の25.7%から、令和22年（2040年）の65,398人、総人口の32.7%まで増加すると見込まれます。

今後、超高齢化社会を迎える中、高齢者一人ひとりが健康の維持増進やフレイル予防、生きがいつくりをきっかけとして、“いつまでもいきいき”と心身ともに健康であり続けられるような支援が必要です。また、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる体制づくりが求められています。

さらに、介護や医療が必要な状態になっても、必要なサービスを利用しながら、住み慣れた地域で最期まで“安心して暮らせる”よう、医療・介護の連携を進め、必要なサービスが必要な時に利用できる体制の整備を進めていく必要があります。これからは災害や感染症への対策の観点も欠かすことはできません。

そして、高齢者世代だけでなく、全ての世代を含めた“みんな”が関わり、“支え合い”の仕組みを作る必要があります。

西東京市では、本計画の第6期から地域包括ケアシステムの構築を本格化させ、第7期からは高齢者の実情を踏まえて深化させてきました。複雑多様化する地域の課題に総合的に対処し、地域共生社会の実現を目指すとともに、「西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において定めた「健康」応援都市の実現を目指してきました。

第8期計画においては、「地域共生社会」の実現と「健康」応援都市の実現に向けた取組を加速化します。高齢化が一層進む中で、地域包括ケアシステムはこれらの実現に向けた中核的な基盤となり得るものです。

誰もが安心して暮らせるまちとなるように、地域住民、NPO、民間事業者、行政などの多様な主体が連携し、また、高齢者自身も自ら地域の一員となって互いに支え合うことのできる地域づくりを発展的に継続していくこととし、引き続き「いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち西東京市～みんなで支え合うまちづくり～」を基本理念とし、この理念の実現に向けた施策を展開していきます。

## 2 基本目標

1 地域とつながり、楽しく暮らし、共に生きる

2 支援が必要となっても、なじみの環境\*の中で自分らしく暮らす

基本理念「いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち西東京市～みんなで支え合うまちづくり～」を実現するために、以下の視点から基本目標を掲げます。

高齢者になっても「いつまでもいきいきと」暮らすためには、健康の維持増進やフレイル予防、生きがいのある生活を通して、地域とつながりを持ち、お互いに支え合いながら、暮らすことが重要です。

また、誰もが迎える“老い”を前向きに捉え、たとえ介護や医療が必要な状態になっても安心して自分らしく暮らすことができる仕組みをつくることは、「みんなで支え合う」こと、なじみの環境で最期まで「安心して暮らせる」ことにつながります。多種多様なサービスの中から必要とするサービスを利用し、高齢者本人やその家族が自分らしく暮らしていくことができるよう支援できることが重要です。

以上を踏まえ、基本目標は、「1 地域とつながり、楽しく暮らし、共に生きる」、「2 支援が必要となっても、なじみの環境の中で自分らしく暮らす」、の2つとします。

\*「なじみの環境」とは、生活環境だけでなく人間関係なども含め、その人が居心地よく過ごせる環境のこと。

### 3 施策の方向性

1 生きがい活動とフレイル予防の推進

2 生活支援体制の充実

3 認知症施策の推進

4 在宅療養体制の充実

5 安心して暮らせる環境づくり

6 介護保険サービス等の充実

西東京市では、基本理念、基本目標のもと、6つの施策の方向性に沿った取組を展開します。

「1 生きがい活動とフレイル予防の推進」では、高齢者個人それぞれの個性や特性を生かした生きがい活動等を支援するとともに、地域の活動の担い手として活躍するなど高齢者の地域参加を促進します。また、市民が日頃から健康づくり等に取り組む自主活動の支援やその環境整備に取り組むほか、介護の一步手前のフレイル（虚弱）状態の予防を進めます。

「2 生活支援体制の充実」では、高齢者が日常生活を送る上で必要な情報の提供や相談支援体制の充実を図り、助け合い、支え合う地域づくりを進めます。また、必要に応じて利用できる生活支援サービス等を提供するとともに、権利擁護や虐待防止に努めるなど、高齢者の生活を総合的に支援する体制を充実します。

「3 認知症施策の推進」では、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう正しい知識の普及や意識啓発を図るとともに、認知症の方に対する支援や家族介護者への支援を充実します。また、認知症の方を地域で支える体制等を充実します。

「4 在宅療養体制の充実」では、在宅療養や終末期医療、看取り等についての理解の促進に努めるとともに、市民や多職種が連携した在宅療養体制の整備を図り、在宅での最期を希望する

人が安心して在宅療養生活を送ることができる体制を充実します。

「5 安心して暮らせる環境づくり」では、その人にあった多様な住まい方が選択できるよう支援し、人にやさしいまちづくりを進めます。防災や防犯など、いざというときの仕組みづくりを進め、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めます。

「6 介護保険サービス等の充実」では、介護保険サービスの充実や介護基盤の整備、サービスの質の確保・向上、介護人材の確保支援などに取り組むとともに、保険者として適正なサービス提供の確保と効率化などを通じて、より安定した介護保険制度の運営に努めます。

## 4 重点施策

第8期計画の3年間で特に重点的に取り組む施策として、次の3点を掲げます。

### (1) フレイル予防と地域づくりの推進

---

#### ■生きがいを感じる活動の推進

これまでの人生で培ってきた、その人の個性や趣味、能力、知識を生かし、地域で役割を持って活躍できる活動や就労に向けた支援などを通じて、元気で楽しく活動的な高齢者を増やす取組や、取組についての情報収集、情報提供をすすめます。

#### ■健康づくり、フレイル予防の推進

年代にかかわらず参加できる健康づくりの場や機会を充実するとともに、高齢者でも参加しやすい体操の普及やフレイル予防を推進し、市全体での健康寿命の延伸を図ります。

#### ■高齢者の地域活動の推進

高齢者自身がボランティアやサロン活動の運営などで積極的に関わられるよう、地域を支える元気な高齢者の活動を支援します。

#### (施策名)

- ・フレイル予防の推進（第2部 第1章「2 フレイル予防の推進」）
- ・住民主体の通いの場の充実（第2部 第1章「3 介護予防・日常生活支援総合事業の推進」）
- ・住民同士の支え合い活動の充実（第2部 第1章「3 介護予防・日常生活支援総合事業の推進」）

## (2) 認知症と共に生きるまちづくり

---

### ■当事者・家族支援の充実

認知症の当事者や家族に対して、正しい知識の普及を図るための情報提供体制を充実します。また、認知症の方やその家族の声を聞き、当事者・家族支援の体制づくりに反映させます。

### ■認知症の方を地域で支える体制づくり

認知症の理解を図り、地域でそれぞれが認知症の方を温かく見守り、共に生きる体制を充実させます。また、家族だけでなく、地域で認知症の方を支援している方に対する支援など、認知症の方を地域で支える体制づくりに取り組みます。

### ■認知症の予防・早期発見・早期治療の充実

認知症検診の実施により、認知症になるのを遅らせたり、認知症になっても進行を緩やかにしたりするための予防、認知症の可能性のある方の早期発見、必要な医療やサービスへつなぐことで、できるだけ自分らしく生活できるような体制を充実させます。

#### (施策名)

- ・認知症ケアパスの普及 (第2部 第3章「1 認知症の方などへの支援」)
- ・認知症サポーターの育成支援 (第2部 第3章「2 認知症の方を地域で支える仕組みづくり」)
- ・認知症検診の実施 (第2部 第3章「1 認知症の方などへの支援」)
- ・早期診断・早期対応のための体制整備 (第2部 第3章「2 認知症の方を地域で支える仕組みづくり」)
- ・認知症支援コーディネーターの配置 (第2部 第3章「2 認知症の方を地域で支える仕組みづくり」)

### (3) 介護保険サービス等の充実

---

- ・要介護状態になっても住み慣れた地域で必要な介護サービスを利用しながら生活できる環境が求められています。
- ・在宅生活で利用することができる介護サービスの周知や、介護サービスを提供する事業者への支援を進めるとともに、個々の状況に柔軟に対応できる地域密着型サービスの充実を図り、適切な介護保険サービスを自ら選んで利用できるよう支援します。

#### ■分かりやすい情報発信

介護保険サービスや高齢者支援などの情報を一元的にとりまとめ、わかりやすく整理するとともに、冊子やホームページに限らず、市報や掲示版、コミュニティラジオなど、多様で多角的な媒体により情報を発信し、高齢者や事業者等が必要な情報に身近に触れられるようにします。

#### ■介護事業者への人材確保、事業継続支援

介護の現場での人材を確保するために、求人説明会、情報交換会などの開催や研修・講習会の実施、ICTの活用促進、処遇改善に向けた支援など継続的に質の高いサービスが提供されるよう支援します。

#### ■地域密着型サービスの充実と活用

在宅生活を続けていくために、必要な時に身近に必要なサービスを利用できるよう、地域密着型サービスの整備充実と効果的な利用の促進を図ります。

#### (施策名)

- ・わかりやすい広報活動の充実（第2部 第6章「1 介護保険サービス提供体制の充実」）
- ・地域密着型サービスの充実・効果的な活用（第2部 第6章「1 介護 保険サービス提供体制の充実」）
- ・介護人材確保の支援策の検討（第2部 第6章「3 介護人材の確保」）
- ・介護人材の育成・質の向上（第2部 第6章「3 介護人材の確保」）

## 5 計画の体系

### 【基本理念】

いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち西東京市 みんなで支え合うまちづくり

### 【基本目標】

- 1 地域とつながり、楽しく暮らし、共に生きる
- 2 支援が必要となっても、なじみの環境の中で自分らしく暮らす

### 【施策の方向性】

#### 1 生きがい活動とフレイル予防の推進

- 1 健康づくりの推進
- 2 フレイル予防の推進
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- 4 生きがいづくり、地域参加の推進

#### 2 生活支援体制の充実

- 1 情報提供、相談支援体制の充実
- 2 家族介護者への支援
- 3 地域ぐるみで支え合うしくみづくり
- 4 高齢者福祉サービスの充実
- 5 権利擁護と虐待防止の推進

#### 3 認知症施策の推進

- 1 認知症の方などへの支援
- 2 認知症の方を地域で支える仕組みづくり

#### 4 在宅療養体制の充実

- 1 市民への理解促進
- 2 在宅療養の体制整備

#### 5 安心して暮らせる環境づくり

- 1 多様な住まい方の実現
- 2 人にやさしいまちづくりの推進
- 3 いざというときの仕組みづくり

#### 6 介護保険サービス等の充実

- 1 介護保険サービス提供体制の充実
- 2 サービスの質の向上
- 3 介護人材の確保
- 4 保険者機能の強化



## 第2部 基本理念の実現に向けた施策の展開

### 第1章 生きがい活動とフレイル予防の推進

高齢者個人それぞれの個性や特性を生かした生きがい活動等を支援するとともに、地域の活動の担い手として活躍する高齢者の地域参加を促進します。

また、高齢者になっても心身ともに健康な期間である健康寿命を延伸できるよう、市民が日頃から健康づくり等に取り組む自主活動の支援やその環境整備に取り組むほか、地域住民や民間企業等とも協力・連携しながら様々な取組を検討し、介護の一手手前のフレイル（虚弱）状態の予防を進めます。

#### 1 健康づくりの推進

市民一人ひとりが主体的に行う健康づくりを社会全体で支援し、高齢者が自分の健康状態や生活の状況に応じて健康増進に取り組めるよう、地域で行われる健康に関する自主活動の支援や環境整備に努めます。

No	施策名	施策内容
1	健康づくりに取り組む機会の提供（健康ポイントアプリ・健康チャレンジ事業）	歩くことを基本とした市民の主体的な健康づくりを応援するために健康ポイントアプリ事業を実施します。 併せて、健康づくり活動に取り組むきっかけづくりとして健康チャレンジ事業を実施し、2つの事業を連携させることで、市民が健康づくりに気軽に取り組める機会を増やします。
2	身近な生活エリアで取り組む健康づくりの推進（西東京しゃきしゃき体操、健康講座等の実施）	定期的な体操講座や出前講座を実施し、健康づくりに取り組む機会を増やします。 また、公園などの身近な生活エリアでの健康づくりに取り組みます。生活に身近で気軽に参加できる健康講座を実施します。
3	スポーツ・レクリエーションの推進	高齢者の社会参加と健康維持のため、各種スポーツ大会の開催や高齢者向け運動・体操プログラムの実施及び情報提供を行い、スポーツ活動に参加する機会を提供します。 誰でも参加できる市民体力テストを実施し、スポーツを通じた健康・体力づくりを提案し、介護予防を推進します。 高齢者に社会参加の機会提供の場として、各種スポーツ大会やスポーツ事業を西東京市体育協会などと連携しながら実施します。

No	施策名	施策内容
4	食の自立と健康的な生活を実践する取組の充実	健康で自立した生活を送るために、栄養バランス・料理技術を学ぶ料理教室や生活習慣病予防及び健康づくりのための栄養・食生活相談を実施します。 また、口腔ケアの重要性について意識の向上を図ります。フレイル予防の観点からも食は重要なため、既存の事業と人とのつながりを考慮した見直しに取り組みます。
5	健康診査等の実施	高齢者が自らの健康状態を定期的知り、自覚症状がない生活習慣病などの早期発見・早期治療を行うため、継続した受診を促します。また、がん検診や成人歯科健診なども引き続き実施し、健康寿命の延伸に努めます。
6	特定健康診査・特定保健指導等の実施	特定健康診査や特定保健指導、受診勧奨通知などを行うことによって、早期に高齢者の生活習慣や健康状態を把握し、必要な方には医療機関への早期受診を促すとともに、生活習慣の改善や糖尿病・脂質異常症等の生活習慣病の予防を図ります。

## 2 フレイル予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けていけるよう、介護予防に対する市民の意識啓発を促進するとともに、いわゆる虚弱状態を指すフレイルの予防にも積極的に取り組みます。

No	施策名	施策内容
1	フレイル予防の推進	介護の一步手前のフレイル（虚弱）の段階から予防することによって、高齢者の健康寿命の延伸を目指します。 そのために、フレイルチェックなどの開催回数を増やすとともに、運営するフレイルサポーターをさらに養成します。さらに、団地や自治会などとの連携した開催にも取り組みます。
2	生きがいづくりの場の提供	高齢者が生きがいをもって活動的な生活を送ることにより、社会とのつながりを持ち、フレイル予防につなげていけるよう、生きがいづくりの場を提供します。
3	介護予防に関する意識啓発の促進	介護予防の必要性や大切さを多様な媒体を通じて広報するとともに、いきいき百歳体操、西東京しゃきしゃき体操の一層の普及啓発を図ります。 また、運動機能に関する予防のみではなく、栄養・口腔・精神面からの予防の普及啓発を行います。
4	地域医療福祉拠点モデル事業	UR ひばりが丘団地を活用し、フレイル予防等対策のモデル地域とする検討を進めていきます。

### 3 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

地域の多様な主体による、多様な生活支援・介護予防サービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指します。

また、高齢者が支援する側として社会参加し、社会的役割を持つことで生きがいづくりや介護予防につなげます。

No	施策名	施策内容
1	住民主体の通いの場の充実	「街中いきいきサロン」や「いきいき百歳体操」の団体の充実を図り、併せて高齢者が参加しやすいよう、市内にある居場所を整理して発信していきます。
2	市独自基準の訪問型サービス	市独自の基準による訪問型サービス事業に従事できる「西東京市暮らしヘルパー」の利用を推進します。
3	介護予防普及啓発事業	身近な地域で介護予防に取り組めるよう福祉会館、老人福祉センターでの一般介護予防講座などを継続して行います。また、「運動器の機能向上」、「口腔機能の向上」及び「栄養改善」「認知症予防」などの通所によるプログラムを実施します。
4	住民同士の支え合い活動の充実	高齢者が地域におけるボランティア活動に参加することによる介護予防を推進する「介護支援ボランティアポイント制度」の充実、住民主体のボランティアがちょっとした生活支援を行う「住民主体の訪問型サービス」へ補助による活動の活性化等を通じて、住民同士が支え合う地域づくりを行います。
5	新たなサービスの検討	専門職による短期集中での訪問型・通所型サービス、介護予防・生活支援サービスと一体的に行う移動支援、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援、リハビリテーション専門職による介護予防の取組への支援（地域リハビリテーション活動支援事業）などの新たなサービスについて検討します。

### 4 生きがいづくり、地域参加の推進

高齢者一人ひとりがそれぞれの興味や関心、趣味や特技、知識や技術を生かした活動を通じて生きがいのある生活が送れるよう支援します。高齢者に対して、各種ボランティア活動など高齢者の活動の場や機会を充実し、様々な地域の活動の担い手として活躍するなど高齢者の地域参加を促進します。

No	施策名	施策内容
1	生きがい推進事業等の実施	高齢者の生きがいを持った暮らしを支援するため、高齢者大学などや各種講座やサークル活動の参加を通じて、地域で生きがいづくりや健康づくりができるような生きがい推進事業を展開します。
2	高齢者の生きがいや交流につながる学習機会の充実	高齢者が教養・文化・スポーツ・レクリエーションなどの多様な活動に参加し、触れ合える学習機会の充実にに向けて取り組んでいきます。 図書館では来館が困難な方、来館されても本を持ち帰れない方などに本を自宅へお届けする宅配サービスに取り組みます。 公民館では、高齢者に様々な学習と交流の機会を提供し、豊かな人間関係を形成しながら地域活動に参加していくことを支援します。高齢者の課題を取り上げた講座や、多世代が交流する事業、地域参加につながる事業などを実施します。
3	高齢者の就業を通じた生きがいの推進	シルバー人材センターの運営を財政的に支援することにより、高齢者が就業を通じてその知識や技術を生かした公共的・公益的な活動を促進し、高齢者の生きがいづくりの機会の提供に努めます。
4	就労機会の提供	高齢者の就業機会の拡大を図るため、健康で働く意欲と能力のある高齢者が、新たな職業に就くために必要な知識や技術を習得する研修・講習や訓練などを公共職業安定所（ハローワーク）や東京しごと財団と連携し支援します。 また、引き続き、株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの連携協定に基づき、シニア向け「お仕事説明会」を開催するなど、高齢者の就労支援の取組を推進します。
5	西東京就職情報コーナーの運営	高齢者が雇用関係を結ぶことを前提とした働き方の選択ができるように、就職相談を行い、職業を紹介する体制を今後も継続していきます。具体的には、公共職業安定所（ハローワーク）と連携し、地域職業相談室「就職情報コーナー」により、就職を支援します。
6	ボランティア活動、NPO、市民活動団体等による地域活動への参加促進	元気な高齢者が持っている社会貢献意識を活かし、様々なボランティア活動やNPO、市民活動団体等による地域活動への参加を促進します。 市民協働推進センターにおいて、地域活動に関する相談や団体情報等の提供を行うことで、元気な高齢者が持っている社会貢献意識を活かし、様々な地域活動やNPO活動への参加を促進します。また、ニーズの高い依頼に応えられるよう、NPO、市民活動団体、地域コミュニティ、社会福祉協議会、関係機関等と連携し、地域参加コーディネート機能の充実や、参加促進のための講座・講習を実施し、高齢者の自己実現と地域での支え合いを進めます。 なお、地域でのボランティア活動の充実を目指す西東京市シルバー人材センターと地域の支え合い活動の推進に向けて、連携を取り、生きがいづくりや社会参加への支援も図ります。
7	高齢者クラブ活動への支援	高齢者の生活を健全で豊かなものにするため、高齢者クラブが行う社会奉仕活動や教養の向上、健康増進への取組を支援します。また、高齢者の社会参加を促進するために、高齢者クラブの活性化に向けた取組も引き続き行っていきます。

No	施策名	施策内容
8	高齢者いきいきミニデイ事業の実施	高齢者に趣味、レクリエーション、学習等を通じた生きがい・地域との交流の場を提供し、「いきいきミニデイ」を実施する団体・協力者の取組を支援します。今後も既存の各団体と連携を取りながら適切に情報提供などを行い、事業を実施していきます。

## 第2章 生活支援体制の充実

生活を送る上で必要な情報や相談が身近にあり、ちょっとした助け合い、支え合いがある地域づくりを進めるとともに、必要に応じて利用できる高齢者福祉サービスを提供します。また、高齢者の尊厳と主体性を尊重する暮らしを支援するため、権利擁護や高齢者虐待防止に努めるなど、生活を総合的に支援する体制を充実します。

### I 情報提供、相談支援体制の充実

支援を必要とする人が、必要な時に適切な支援を受けられるよう、関係機関や多職種の専門職などと市が連携・協力を深めたり、高齢者の状況を把握したりするなどして相談体制や情報提供の充実を図ります。

No	施策名	施策内容
1	情報提供体制の強化	地域住民、関係機関・団体それぞれに向けて必要な情報が、適切に、タイムリーに伝わる仕組みを強化します。研修会や講習会などの情報提供方法について、市報や窓口、ホームページなどの様々な情報通信技術を活用していきます。
2	出前講座の実施	自主グループや団体へ出前講座を積極的に実施し、介護予防や健康づくりなどの支援を行います。
3	相談体制の充実	住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の相談に応じ、地域住民や自治会、地域福祉コーディネーター、民生委員、専門職などの多職種と地域包括支援センターや市の高齢者に関する相談部署等が連携・協力を深め、総合的な相談体制を構築します。
4	関係機関との連携強化	介護保険や保健福祉サービスに関する解決困難な苦情・相談に対して、関係機関との連携強化を図ります。

No	施策名	施策内容
5	地域包括支援センターの機能強化	市内8か所に設置されている地域包括支援センターにおいて、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務、認知症総合支援事業などを、より効果的な運営できるよう、地域包括支援センター機能評価や地域包括支援センター運営協議会等を通じた事業の評価・点検等を行い、関係機関との連携強化を検討します。
6	高齢者生活状況調査の実施	住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう見守りの体制を形成するため、民生委員などと協力し、高齢者の生活状況や健康状態などの調査を実施します。調査結果は、緊急時の対応や介護・福祉サービスの検討にも生かします。

## 2 家族介護者への支援

要介護状態の家族を介護する方に対して、介護講習会での技術や知識の普及のほか、家族会、介護者のつどいなどでの語らいの場を設けるとともに、家族介護者への支援を充実します。

No	施策名	施策内容
1	家族会・介護者のつどいの支援	家族介護者が日常の不安などを解消できるように、高齢者を介護している家族同士が集う交流の機会、情報提供や学びの機会等の提供に向けて取り組みます。
2	介護講習会の開催	介護技術の向上や身体的、精神的負担の軽減を図るため、介護方法や介護予防、介護者の健康維持などについての知識や技術を習得できる介護講習会を開催します。
3	家族介護慰労金	過去1年以上住民税非課税世帯に属し、一定の要件を満たしている、市内に住所を有する高齢者を介護する家族に対し、在宅生活の継続及び向上のために慰労金を支給します。
4	家族介護者を支えるための仕組みの検討	家族介護者が継続して介護を行うことができるように、居場所づくりや支援のあり方など、家族介護者を支えるための仕組みを作るための調査・研究などを行います。

## 3 地域ぐるみで支え合うしくみづくり

高齢者を地域の中で見守る活動などの充実を図り、これらの活動を支えるボランティアやNPOなどの育成を推進します。また、高齢者だけでなく障害者なども含め地域で支え合う「地域共生社会」を促進するために、生活支援コーディネーターの活動や協議体の取組、関係機関の連携強化等、住民同士が支え合う地域づくりを行います。

No	施策名	施策内容
1	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを中心に、市や社会福祉協議会等の事業に関わるもののみならず、広く社会資源や地域課題を把握します。また、協議体による補完も受けながら、担い手の養成や資源のネットワーク化、ニーズと資源のマッチング等を行い、不足する資源については資源開発を行います。併せて、施策の目的を達成するために運営体制等の検討も行います。
2	地域ケア会議の推進	個別ケースの課題分析及び高齢者の自立支援に資するケアマネジメント対策を行うことによって地域課題を把握し、関係機関と連携して、地域づくりや社会資源の開発・充実などの検討を行います。
3	自主グループの育成、活動支援	地域住民が身近な場所で気軽に介護予防に取り組むことができるように、介護予防のための自主グループの立ち上げを支援します。また、活動を継続していく中で生じた問題などについて、相談の対応や必要な支援を行います。
4	ささえあいネットワークの充実	高齢者の見守りネットワークであるささえあいネットワークの仕組みについて、自治会・町内会をはじめとした地域の様々な団体及び事業者に普及啓発を行い、ささえあい協力団体として登録・活動してもらうことで、きめ細やかなネットワークの構築を目指します。また、民生委員や地域包括支援センター、生活支援コーディネーターなどと連携し、地域の見守り活動の充実を図ります。
5	地域での支え合い活動の推進	地域が抱える様々な問題の解決や、介護保険制度の改正に伴い住民主体の相互の助け合いの必要性が高まる中で、既存の地域の支え合いに関する事業間の連携を強化して、支え合い活動の促進・支援・育成に積極的に取り組むとともに、システムの統合や再構築などについても検討を行います。
6	ボランティアの育成・活用	住民同士が支え、助け合う活動を充実させるため、社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターのほか、市の各種事業においてもボランティアの育成・活用の機会の拡充を図ります。また、こうしたボランティアのコーディネートの機能を一層充実させ、施設や特定の活動に限らず、地域の様々なところで活躍してもらえるような仕組みづくりに取り組みます。
7	NPO、市民活動団体等の育成・連携	社会貢献意向に基づいた活動に取り組むNPO、市民活動団体等への様々な支援を行い、活動の新たな担い手の育成、及びより一層の活性化を図ります。
8	身近な地域における地域活動の場の充実	支え合う地域社会の形成の土台として、サロンなどの地域住民が集い、交流し、生きがい活動を行う場を充実させることで、より多くの住民が集まれるよう支援します。また、地域活動の場が、地域住民が地域の相談に応じるなど地域課題の解決に取り組む、地域住民の主体的な活動の場となることができるよう支援します。
9	障害者施策から高齢者施策まで切れ目のない支援	65歳以上の障害のある人に対する支援について、ケアマネジャーや相談支援専門員の情報共有・連携の仕組みを強化するとともに、庁内の関係部署や庁外の関係機関との連携体制をさらに強化し、障害のある人が高齢になっても、本人やそのご家族が希望する生活を実現するための体制を維持・強化します。
10	地域共生社会に関する周知啓発	地域共生社会に関する市民や関係者への周知啓発のためのシンポジウムなどを関係部署・関係機関と連携して実施します。

No	施策名	施策内容
11	官民連携の推進	多様化するニーズや複合化する課題に対して、市内外の民間企業と連携し、新たな発想や技術に基づくサービス等の実証を行うなど官民連携を推進します。

## 4 高齢者福祉サービスの充実

一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯、認知症の方、心身機能の低下に不安がある高齢者などが、地域で安心していきいきと暮らし続けられるよう、介護保険外の福祉サービスを提供します。

No	施策名	施策内容
1	高齢者配食サービス	一人暮らし高齢者等に安定した食事を提供することを通して、孤独感の解消、健康の保持、安否の確認等を行います。
2	認知症及びねたきり高齢者等紙おむつ給付サービス	ねたきり高齢者などのいる世帯の精神的、経済的負担を軽減するため、在宅で常時おむつを使用する方に紙おむつを給付します。認知症により重度の介護が必要な状態で、常時おむつを使用される方も紙おむつを給付します。
3	高齢者等紙おむつ助成金交付	身体上又は精神上の障害により紙おむつを必要とする状態にある高齢者等に対し、経済的負担の軽減を図るため、入院中の紙おむつに要する費用を助成します。
4	高齢者住宅改造費給付サービス	65歳以上の高齢者のいる世帯に、転倒予防などその高齢者が居住する住宅の改造に係る工事費の給付を行い、居宅の生活の質を確保します。
5	高齢者福祉サービスの実施	高齢者のニーズに応じた様々な生活支援サービスなどの介護保険外の福祉サービスを実施します。

## 5 権利擁護と虐待防止の推進

高齢者の尊厳と主体性を尊重しながら、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、権利擁護や成年後見制度の普及・啓発に取り組み、社会福祉協議会のあんしん西東京と連携しながら、市民への普及啓発活動等を推進します。

また、高齢者虐待を未然に防止するための意識啓発や関係機関との連携等、高齢者虐待の防止に取り組みます。



No	施策名	施策内容
1	日常生活の自立支援と成年後見制度への移行支援	福祉サービスを利用している、またはこれから利用する予定の方で、判断能力が低下した高齢者、知的障害者、精神障害者の方々が安心して自宅での生活ができるよう、日常的金銭管理や重要な書類の預かり、適切な福祉サービスの選択の支援などを行う日常生活自立支援事業の活用を支援します。また、判断能力に応じて、成年後見制度への移行を支援します。
2	権利擁護事業の普及啓発	パンフレットの配布やホームページへの掲載により、市民への普及啓発を実施します。また、あんしん西東京との連携による成年後見制度の利用促進に努めるとともに、消費者センターやパリテなど関係機関と連絡会を開催し、情報の共有を行い、意識啓発を進めます。
3	高齢者虐待防止連絡会での施策の検討	高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で安心して生活するために、専門家や関係機関で構成する「高齢者虐待防止連絡会」において、虐待防止法に基づく調査結果の分析を行い、高齢者の虐待防止のための施策について検討し、必要な支援に結びつけます。また、関係機関との連携方法を具体化し、即応性、継続性のある支援を進めます。
4	高齢者虐待防止のための意識啓発	どのような行為が虐待にあたるのか、なぜ起こるのか、どのようにすれば防げるのかなどの基本的事項や、高齢者虐待の相談・通報先が地域包括支援センターであることをリーフレットなどで周知し、虐待についての意識啓発を進めます。また、「虐待防止キャンペーン」と題し、関係機関と連携して虐待防止の啓発活動を行います。
5	高齢者虐待に関する支援計画の評価と見直し	地域包括支援センターの社会福祉士を中心とする虐待対応モニタリング会議を定期的に行い、支援を必要とする高齢者の情報を共有するとともに、虐待対応マニュアルを作成し、本人及び家族への支援計画の評価と見直しを図ります。
6	養介護施設従事者等への虐待に関する普及啓発	養介護施設従事者等へ向け、虐待の実態や対処の仕方を学ぶための研修を実施します。短い時間でも繰り返し研修を受けられるようにし、早期発見・対応（通報）の意識を高め、連携を図ります。

### 第3章 認知症施策の推進

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、正しい知識の普及や意識啓発を図るとともに、認知症の方やその介護者への支援を充実します。また、認知症の方を地域で支える体制づくりを推進します。

#### 1 認知症の方などへの支援

高齢者をはじめ、若年性認知症の可能性も視野に入れ、市民に対して認知症に対する正しい知識や理解を広げるとともに、認知症の疑いが生じた場合も認知症ケアパスの利用などによって、必要な支援に迅速に繋がるよう支援します。

No	施策名	施策内容
1	認知症に関する意識啓発及び講座等の実施	認知症になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、講座や講演会等を通じて普及啓発を行い、認知症への正しい理解を深めます。
2	若年性認知症施策の推進	若年性認知症の特性に配慮し、家族の集いや当事者の集いなどのサポート体制づくりを推進し、本人や関係者が交流できる居場所づくりなどに取り組みます。
3	認知症ケアパスの普及	認知症の方を支える取組を整理し、疾患の進行に合わせてどのような医療・介護サービスを受けることができるのか等を明示した認知症ケアパスを作成し、広く認知症の普及・啓発を推進するため配布を行います。
4	認知症検診の実施	認知症に関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、認知症検診を推進することにより、認知症の早期診断・対応を促進します。
5	見守りシールの配付、あんしん声かけ体験	認知症で行方不明になったことがある方、または認知症で行方不明になるおそれのある方を対象に、申請者固有の番号が記載された反射シールとアイロンシールを配付し、行方不明時にできるだけ早く身元が判明し自宅に戻ることができるよう取り組みます。また、認知症の方の行方不明模擬捜索活動を通じて、認知症の方への声のかけ方や接し方を理解し、安心して生活できる地域づくりなどに取り組みます。
6	認知症高齢者徘徊位置探索サービス	徘徊高齢者を介護している方に対し、当該者の徘徊位置を早期に発見し、安全を確保することに役立てるとともに、介護者の負担の軽減を図るため、徘徊位置探索サービスを提供します。

## 2 認知症の方を地域で支える仕組みづくり

認知症に対して正しい知識と対応方法を身につけた市民を増やすとともに、認知症当事者や家族と地域住民、専門家等が気軽に立ち寄れる認知症カフェの普及を図り、地域全体で認知症の方を支える仕組みを構築します。

No	施策名	施策内容
1	認知症サポーターの育成支援	地域の人が認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守ることができるよう、認知症サポーター養成を行います。 また、認知症サポーター・ボランティアの登録を促進し、活動支援を図るとともに、認知症サポーター同士、或いは認知症サポーターと認知症の方及びその家族を結び付け、早期発見・支援につなげるチームオレンジの取組を進めます。
2	早期診断・早期対応のための体制整備	早期に認知症の診断が行われ、速やかに適切な医療・介護サービスに結び付けるなどの支援を集中的に行い、自立生活をサポートするため、多職種で構成された認知症初期集中支援チーム事業を実施し、認知症の方への地域の支援体制の整備を行います。
3	認知症カフェの普及	認知症の人やその家族、地域の人や専門職がお互いに理解し合い、情報共有できる場の普及に取り組みます。

No	施策名	施策内容
4	認知症支援コーディネーターの配置	市に認知症支援コーディネーターを配置し、認知症の疑いのある方を把握、訪問し、状態に応じて適切な医療・介護サービスにつなぎます。このような取組でも解決できない方については、北多摩北部医療圏の認知症疾患医療センターに配置する認知症アウトリーチチームと協働し、認知症の早期発見・早期診断に取り組んでいきます。

## 第4章 在宅療養体制の充実

市民に対し、在宅療養や終末期医療、住み慣れた居場所での看取り等についての理解促進に努めるとともに、在宅療養連携支援センターにしのわをはじめ、市民や多職種が連携した在宅療養体制の整備を図り、在宅での最期を希望する人が安心して在宅療養生活を送れる体制を充実します。

### 1 市民への理解促進

安心して在宅療養生活を送れるよう、広く一般に対して在宅療養や終末期医療、看取り等についての情報提供を図り、将来、病院療養だけでなく在宅療養を1つの選択肢として選択できるよう市民への理解促進を図ります。

No	施策名	施策内容
1	在宅療養、終末期・看取りについての意識啓発	地域包括ケアシステムの根幹となる「本人の選択と本人・家族の心構え」の重要性について理解するために、市民向け講演会の開催や人生ノートの普及などに取り組みます。
2	医療機関等の情報提供（医療機関マップ等）	高齢者が身近な地域で健康診断や生活機能評価、治療が受けられる体制を構築します。そのために、高齢者それぞれの身体特性や生活習慣などをよく理解した、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の重要性を周知します。

### 2 在宅療養の体制整備

安心して在宅療養生活を送れるよう、市民や多職種が協働で検討する会議を開催するなど、多職種連携体制の構築を図ります。安心して必要な医療や介護のサービスを利用できる環境整備やいざという時にも安心できる体制を充実します。

No	施策名	施策内容
1	在宅療養者の安心できる体制の充実	在宅で療養する高齢者の生活の質の維持向上のため、在宅医療を担う地域の病院と診療所など、医療機関間の連携を進めるとともに、体調悪化時及び家族の休養のために入院することができる病床の確保など、安心して療養生活を送るための仕組みづくりを進めます。
2	多職種連携を強化する関係づくりの構築	医療・介護の連携の促進のため、課題に応じた研修を企画・実施することで、顔の見える関係づくりから現場で相談し合える関係づくりを強化します。
3	多職種連携のための情報共有の仕組みづくり	多職種が在宅で療養する高齢者の情報を円滑に共有するために、ICTを活用した情報共有システムの活用を引き続き実施すると共に、医療・介護・インフォーマルサービスを一元的に把握できるシステムの導入を検討するなど、市民の利便性の確保と、専門職同士の連携を進めます。
4	在宅療養に係る相談体制の充実	在宅療養に関する不安や課題に対応し、適切な医療介護のサービスにつなげるとともに、入退院時の円滑な移行ができるよう連携支援体制を構築します。 また、在宅療養を支える医療機関、介護事業者などが円滑にサービスを提供できるようにコーディネート機能を充実させます。
5	在宅歯科医療連携の推進	長期の療養生活を必要とする利用者の口腔状態を把握し、早期の治療を促すとともに、その家族に対しても、定期的な口腔ケアの普及啓発などを行い、歯科医療と多職種との連携を進めます。
6	在宅療養を支える人材の育成支援	施設に訪問しての看取り支援研修を継続し、看取りの経験の少ない専門職の不安感を解消することで、住み慣れた施設で人生の最期を迎えられる体制を構築します。
7	泉小学校跡地の活用	旧泉小学校跡地において、在宅療養支援診療所やホームホスピス等を併設した、地域で最期を迎えられることを支援する施設開設に向けた取組を民間事業者と連携し進めます。

## 第5章 安心して暮らせる環境づくり

生活の基盤となる住まいについて、その人にあった多様な住まい方が選択できるよう支援するとともに、すべての人にとって安全・快適に暮らせる、人にやさしいまちづくりを進めます。

防災や防犯など、いざというときの仕組みづくりを進め、高齢者が安心して暮らせる環境を整備します。

## 1 多様な住まい方の実現

高齢者それぞれの暮らし方や意向、経済状況などに応じた、その人にあった住まいや住まい方ができるよう、介護度に応じた施設や高齢者の身体状況に配慮したバリアフリー住宅など、多様な住まいを整備するとともに、付随するサービスなどを含めた住まいに関する情報提供を行い、一人ひとりに合った住まいを選択できるよう支援します。

No	施策名	施策内容
1	民間賃貸住宅を活用したセーフティネットの構築	令和2年度に設立した西東京市居住支援協議会では、高齢者等の居住の安定を図るための協議を行い、施策につなげていきます。また、入居後の見守り等について賃貸人等が安心できる仕組みを作ります。
2	高齢者の住まい方に関する情報提供	高齢者向け住宅（サービス付き高齢者向け住宅など）や介護保険の施設系サービスの情報提供などをしていきます。 令和元年度に作成した「西東京市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」に基づき、サービス付き高齢者住宅など住宅にお困りの高齢者への情報提供を行います。
3	シルバーピアの運営	一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯などのうち、住宅にお困りの方が自立して安全に日常生活が送れるよう、高齢者向けの設備が整い安否確認・緊急時対応などを行う生活援助員などを配置した8ヶ所のシルバーピアを運営します。
4	養護老人ホームへの入所	家庭環境や経済的な理由などにより、自宅などでの生活に支障がある高齢者に対して、養護老人ホームにおいて自立した日常生活を送ることができるよう支援します。

## 2 人にやさしいまちづくりの推進

すべての市民が快適で、安全・安心に暮らしていけるまちを実現するため、「西東京市人にやさしいまちづくり条例」に基づき、社会基盤施設等の整備などのハード面だけでなく、市民・事業者の理解、協力によるソフト面の取組も含め、人にやさしいまちづくりを推進していきます。また、建築物や道路、公共交通機関などを移動しやすく安全に利用することができる環境整備を推進します。

No	施策名	施策内容
1	高齢者への外出支援	一般の公共交通機関などの手段では外出が困難な方を対象に、介護予防、健康づくり、生きがいづくりなどを目的として、介助員を配置したリフト付きの福祉車両などによる外出支援を行います。

No	施策名	施策内容
2	安心して歩ける道路の整備の推進	高齢者などが安心して歩くことができる通過自動車が少ない生活道路にするため、都市計画道路を整備推進するとともに、つまずき転倒する要因となる老朽化した舗装を補修していきます。

### 3 いざというときの仕組みづくり

災害の発生時はもとより、犯罪や消費者詐欺などにおいて高齢者が被害者となるケースが多いことから、災害や犯罪から高齢者の被害を最小限に留めるための準備を日頃から進めます。

また、インフルエンザや新型コロナウイルスなど、高齢者にとって特にリスクの高い感染症への対策を進めるなど、いざという時に高齢者を守る仕組みを構築します。

No	施策名	施策内容
1	高齢者救急代理通報システム・火災安全システム等の設置	慢性疾患により日常生活に注意が必要な 65 歳以上の一人暮らし高齢者などが安心して生活できるよう、家庭内での緊急事態を受信センターへ通報できる機器を設置し、救急・消防による救助などへつなげます。また、心身機能の低下に伴い防火の配慮が必要な 65 歳以上の一人暮らし高齢者などに住宅用防災機器を給付します。
2	高齢者緊急短期入所サービス	介護する者の病気、けがその他の緊急事態により適切な介護を受けることができなくなったため、緊急に施設入所による保護が必要な高齢者に対して、高齢者施設などのベッドを確保しています。
3	災害時避難行動要支援者の支援体制の整備	災害時の避難に支援が必要な方々の名簿を作成し、警察、消防、地域包括支援センターなどで情報共有を図り、市の関係部署と連携して支援体制を整備します。
4	災害時における支援計画の作成	災害時における高齢者の身体の安全を確保するため、援護を必要とする高齢者（災害時避難行動要支援者）を状況別に把握し、緊急性の高い要支援者から個別避難支援プランをつくり、実効性のある支援計画を作っていきます。
5	災害時における避難者受け入れ体制整備の検討	災害時における福祉避難施設や福祉施設などへの避難誘導や受け入れ、地域包括支援センターやケアマネジャー、サービス事業者との連携のあり方を検討し、円滑に受け入れを行うための体制整備を検討します。
6	地域の防犯体制の整備	高齢者の生活と財産を守るため、防犯ステッカー「動く防犯の眼」の配布や防犯活動団体に補助金を交付するなど、地域の防犯体制の強化を図ります。
7	防犯意識の啓発・情報提供	防犯意識向上のため、防犯講演会などを実施するとともに、広報、ホームページ、ポスターなど多様な媒体を通じて防犯啓発に努めます。なお、広報などで「振り込め詐欺など」に関する啓発、注意喚起も行います。

No	施策名	施策内容
8	消費者保護の仕組みづくり	消費者センターにおいて、消費生活に関する様々な問題や疑問について、専門の消費生活相談員が、相談に応じます。また、関係機関との連携を図り、被害の未然・拡大防止に努めます。
9	高齢者の感染症等に対する予防・啓発	肺炎などにより重篤化する可能性が高い高齢者に対して、感染症に係る知識の啓発や予防接種の勧奨を行います。 また、新型コロナウイルス等感染症の拡大防止のため、関係機関と連携して対策等を講じていきます。

## 第6章 介護保険サービス等の充実

必要な時に必要なサービスを受けることができるように、介護保険サービスの充実や介護基盤の整備、サービスの質の確保・向上、介護人材の確保支援などに取り組むとともに、保険者として適正なサービス提供の確保と適正化などを通じてより安定した介護保険制度の運営に努めます。

### 1 介護保険サービス提供体制の充実

西東京市で暮らす介護を必要とする高齢者が、安心して住み慣れた地域で暮らしていくために、介護保険サービスの提供体制を充実していきます。

No	施策名	施策内容
1	提供事業者の参入誘致の推進	身近なところで介護保険サービスが利用できるよう、日常生活圏域などを勘案し、地域密着型サービスを提供する事業者の参入誘致を推進します。
2	介護保険連絡協議会の充実	介護保険関係者で組織した介護保険連絡協議会は、居宅介護支援事業者、訪問介護事業者、通所介護・通所リハビリ事業者、住宅改修・福祉用具事業者、介護保険施設事業者等、10以上の分科会を設置しています。それぞれの分科会は年間1回～12回程度開催し、行政からの情報提供や講演会の開催等により事業者のスキルアップを行うとともに、事業者相互間の情報共有及び連絡体制の整備を行っています。今後も介護保険連絡協議会の開催を積極的に支援し、また、その内容も事例検討、ワークショップ、活動・研究発表など様々な形式を導入することにより、更なる内容の充実を図ります。
3	事業者情報の共有化の推進	サービス選択の機会を広げるため、介護保険連絡協議会を活用して情報交換の場を拡大し、サービス事業者に関する情報の共有化に取り組みます。

No	施策名	施策内容
4	介護保険連絡協議会参加事業者への情報提供の充実及び事業者の参加促進	介護保険連絡協議会の参加事業者を掲載した「介護保険事業者ガイドブック」を発行し、市民への配布とホームページへの掲載により、最新の情報を積極的に発信するとともに、新たな介護保険事業者の参加を促進します。
5	地域リハビリテーションネットワークの強化	住み慣れた地域で自分らしく生活を続けるために、市民のリハビリテーション環境の充実を図ります。また、急性期から回復期・維持期に至るまで、効果的なりハビリテーションの利用ができるように、病院や施設、在宅に携わる多職種がネットワークの構築を目指し、地域住民も含めた総合的な地域支援体制づくりに取り組みます。
6	地域密着型サービスの充実・効果的な活用	利用者が安心して最期まで自宅で生活できるよう、中重度の利用者の在宅生活を支える地域密着型サービスとして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護・小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の充実及び既存のサービス資源の効果的な利用の促進を図ります。
7	わかりやすい広報活動の充実	介護保険制度や介護保険サービスの周知を図り、制度への理解と適正なサービス利用ができるよう、市報やホームページ、手引き等の媒体を通じて広報活動を行います。 また、出前講座等による市民への広報を積極的に実施します。
8	福祉機器等の展示	介護保険連絡協議会と連携して福祉機器等の展示会を開催し、最新機器の紹介や利用に当たっての相談等に応じます。
9	「介護の日」事業の実施	介護を身近なものとして理解を深めるとともに、地域での支え合いや交流を促進するため、市、社会福祉協議会、介護保険連絡協議会などが連携し、毎年11月11日の「介護の日」事業を継続して実施します。 また、「介護の日」事業の一環とし、永年にわたり介護保険に係る事業に従事し、西東京市民への功績が顕著であると認められる介護・看護職員に対して表彰を行い、感謝の意を表することを目的として「介護・看護永年従事者表彰」を実施します。
10	サービス事業者の質的向上	サービス事業者の質の向上を支援するため、介護保険連絡協議会等を通じた情報提供とともに、事例検討やワークショップ、活動・研究発表等の形式を取り入れた交流を進め、法令遵守と技術向上を図ります。

## 2 サービスの質の向上

福祉サービスの事業者に対する第三者評価の実施やケアマネジャー及び関係機関の連携体制づくり、講習や研修会の充実などにより、介護保険サービスの質の確保・向上を図ります。

No	施策名	施策内容
1	福祉サービス第三者評価の普及・推進	多くの事業者が第三者評価を受審し、その評価結果が公表されることにより、利用者の福祉サービスの選択の便を高め、事業者のサービスの質の向上に努めるよう福祉サービス第三者評価の普及に努めます。



No	施策名	施策内容
2	ケアマネジメントの環境の整備	ケアマネジメントの質の向上、関係機関との連携体制の構築及びケアマネジャー同士のネットワークの構築などを目的として、地域包括支援センター、主任ケアマネジャー、行政の三者が協働で現場の課題を共有・検討し、支援計画を策定します。この計画に基づき、技術的支援やケアマネジャーなどを対象とした研修会の企画と開催支援につなげます。
3	講習や研修会の情報提供	ケアマネジャーや介護保険サービスに携わる職員の資質の向上を図るため、講習や研修会に関する情報提供を行います。
4	主任ケアマネジャーの活動を通じたケアマネジメントの質の向上	主任ケアマネジャー研究協議会の研究活動（「制度研究部会」、「介護支援専門員の質の向上研究部会」、「医療と福祉の連携研究部会」、「地域リレーションシップ研究部会」、「事業者連携研究部会」）を通し、西東京市のケアマネジメントの質の向上を図ります。

### 3 介護人材の確保

介護ニーズの増加に対応し、質の高いサービスを安定的に提供するために、介護従事者の専門性の向上のための人材育成や研修機会の確保に関する事業者啓発、働く環境の整備など、職場への定着を促すための取組を支援します。また、職員や事業所双方の負担軽減やサービスの質の向上につながるICTの活用を積極的に支援します。

No	施策名	施策内容
1	介護人材確保の支援策の検討	中長期的な介護人材の確保に向けて、介護職の面接会、市民の資格取得支援も含めた人材の量的確保を検討するとともに、介護職の専門性の向上を図ります。
2	介護従事者に対するワーク・ライフ・バランスの推進の支援	介護保険連絡協議会などによる講演会や、研修会を通じ、事業所の管理者や介護従事者双方に、個人の生活と仕事の両方を充実し、両立できるような「働き方改革」である「ワーク・ライフ・バランス推進」の普及、啓発に取り組むとともに、環境整備を支援します。
3	介護人材の育成・質の向上	ケアマネジャーの資質の向上、ホームヘルパーの養成・質的向上を図るため、研修会等の実施を通じて福祉サービスの充実を図ります。
4	サービス提供事業者に対する人材育成の意識啓発	ケアマネジャーや介護保険サービスに携わる職員が研修を受ける機会が確保されるよう、事業者に対し、人材育成について意識啓発と積極的な研修参加を促します。
5	ICTの活用による介護事業所の負担軽減等の支援	次世代介護機器の技術や介護業務の負担軽減に資するICTの活用事例について、介護事業所などへ情報提供や研修などを行い、介護職員の定着や負担軽減、高齢者の生活の質の向上につながる取組を支援します。

## 4 保険者機能の強化

適切な介護保険運営を進めるため、地域密着型サービスの計画的な整備や介護給付の適正化を進めるとともに、認定調査員等の研修の充実など保険マネジメント機能強化を図り、より安定した介護保険制度を運営できるよう取り組みます。

また、保険者機能の中で、より重要性を増している多職種連携や地域づくりといった地域マネジメント機能について、更なる強化を図り、地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

No	施策名	施策内容
1	地域密着型サービスの指導検査体制の強化	給付の適正化を図るため、近隣市とも情報を共有しながら、指導検査体制を強化していきます。
2	介護給付の適正化	適正な介護給付を行うため、引き続き認定調査内容の点検、利用者への給付費通知の発行、医療情報との突合・縦覧点検、ケアプラン点検などを実施します。
3	低所得者の利用料の軽減	社会福祉法人などによる低所得者への負担軽減を実施し、介護保険サービスの利用などの際に自己負担額の軽減を行います。さらに、市独自の低所得者に対する軽減として、医療的なケアが必要で在宅療養生活を送る高齢者を支援するため、介護保険の訪問看護について自己負担額の軽減を行います。
4	保険料収納率向上の取組	保険料を滞納している被保険者に個別に制度の説明を行い、収納推進嘱託員等が訪問徴収するなど、きめ細かい収納率向上の取組を強化します。
5	認定調査員研修の充実	要介護認定の公平性・公正性を確保するため、市が直接行っている新規・変更申請者の認定調査について、認定調査員を確保するとともに、調査員研修等を充実させ、適正な認定調査を行います。
6	介護認定審査会の充実	介護認定の審査判定の平準化をさらに推進するため、保健・福祉・医療の専門家により構成されている介護認定審査会について、引き続き合議体の長の会議、審査会委員の研修等を実施します。

## 第3部 介護保険事業の見込み

### 第1章 基本的考え方

介護保険事業計画（第8期）では、第6期計画から本格的に取り組んだ在宅医療介護連携や、平成28年4月からスタートした介護予防・日常生活支援総合事業などといった地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を継承しつつ、団塊の世代全員が75歳以上の高齢者となる令和7年（2025年）及びその子ども世代が高齢者となる令和22年（2040年）を見据えて、今までの取組をさらに推進していくことが求められています。「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」の2点を基本的な考え方として、各施策に取り組みます。

#### 1 地域支援事業の充実

西東京市では、第6期計画以降、地域支援事業を充実させることにより、地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。今後も被保険者である高齢者が、要介護・要支援状態にならず、社会参加による自立した日常生活が続けられるよう支援するためには、さらなる地域支援事業の充実が重要です。介護予防・日常生活支援総合事業の実施とともに、フレイル予防の推進にも取り組み、これらをきっかけとした地域における支え合いの仕組みを構築していきます。

また、第7期に引き続き、在宅医療・介護連携の推進と在宅療養の推進、認知症施策の推進など、市民ニーズと地域の社会資源を踏まえ、関係機関などとともに取り組んでいきます。

#### 2 地域密着型サービスの整備

西東京市では、これまで同様、第8期計画においても、引き続き地域密着型サービスの整備を推進していきます。具体的には、身近なところで介護保険サービスが利用できるよう、日常生活圏域などを勘案し、地域密着型サービスを提供する事業者の参入誘致を推進します。

現在、地域密着型通所介護や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は同規模人口の他市と比較しても多く、今後も需要を見極めながら必要なサービスの確保に努めます。

また、利用者の状態や希望に応じながら「通い」を中心として、「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供する小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせる看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については引き続きサービスの確保及び既存のサービスの効果的な活用に取り組んでいきます。

### 3 介護給付の適正化の取組

介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度としていくためには、介護を必要とする方を適切に認定し、介護保険サービスの利用者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供できるよう指導・支援を行っていくことが必要です。市では、国の介護給付適正化計画に関する指針や東京都の取組とも整合性を図りながら、認定者数やサービスの利用状況、これまでの介護給付適正化に関する市の取組、事業者の状況などの現状把握と分析を行い、課題を整理したうえで、介護給付の適正化について実施目標などを定め、取組を進めていきます。また、適正化事業の実施状況や取組状況を把握・分析し、PDCA サイクルによる定期的な評価・見直しを行います。

#### ①要介護認定の適正化

要介護認定の適正化に向け、認定調査員、主治医、介護認定審査会委員の資質向上のための研修の充実を図ります。

#### ②ケアプランの点検

自立支援に向けたケアプランが作成できるよう市がケアプランを点検して、介護保険サービスの利用者が真に必要とするサービスの確保に努めます。

#### ③住宅改修等の点検

利用者の身体状況を踏まえた適切な住宅改修などとなるよう、サービスを提供する事業者に対する普及啓発と効果的な聞き取り調査や訪問調査を行います。

#### ④縦覧点検・医療情報との突合

東京都国民健康保険団体連合会から提供される誤りの可能性のある介護給付の請求情報や、医療給付と介護給付との突合情報を元に誤った請求がないかなどの確認を行います。

#### ⑤介護給付費通知

年1回、介護保険サービスの利用者の方に、利用したサービス事業所やサービスの種類、利用者の負担額などをお知らせします。

#### ⑥給付実績の活用

適切なサービス提供や介護費用の効率化、事業者の指導育成を図るため、東京都国民健康保険団体連合会から提供されている帳票のうち効果的なものについて、他の適正化事業などへの活用を行います。

## 第2章 介護保険事業の見込み

---

### 1 被保険者数

被保険者数の推計を記載します。

### 2 要支援・要介護認定者数と事業対象者数

認定者数、事業対象者数(利用者数)の推計を記載します。

### 3 介護保険サービスの給付費

給付費等の推計を記載します。

### 4 サービス別の整理

サービスごとの利用者数及び給付費の推計を整理します。

### 第3章 介護保険財政と第1号被保険者保険料

#### Ⅰ 介護保険財政

##### (1) 標準給付費

標準給付費の推計を記載します。

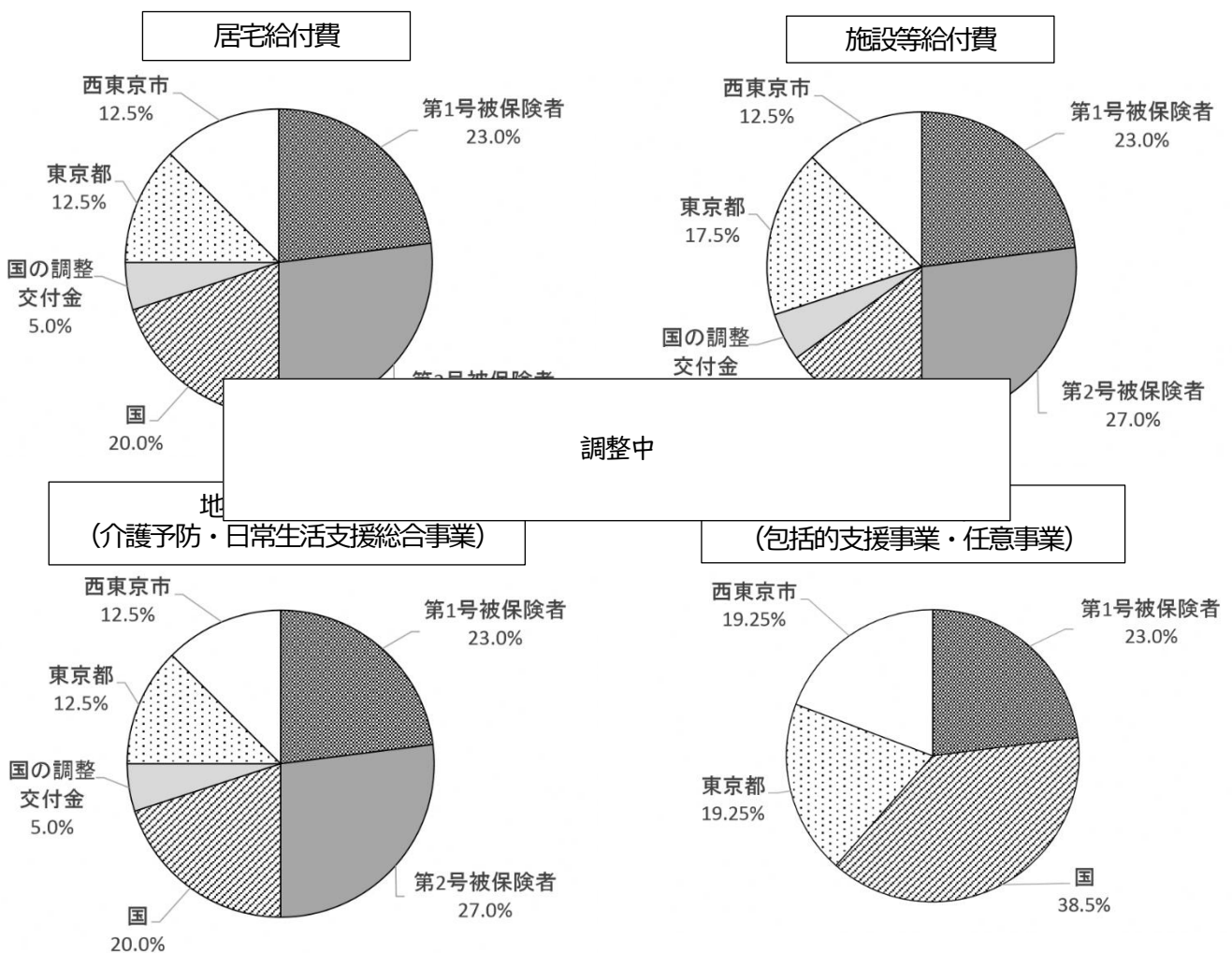
##### (2) 地域支援事業費

地域支援事業費の推計を記載します。

##### (3) 財源構成

事業費の財源は、第1号被保険者（65歳以上）の保険料のほか、第2号被保険者（40～64歳）の保険料、国・都・西東京市の負担金等により構成されます。

費用ごとの負担割合は次の通りです。



## 2 第1号被保険者保険料

### (1) 第1号被保険者保険料の現状と推移

介護保険料の推移をみると、第1期計画以降は見直しごとに増加傾向にあり、第7期計画では高齢化の進展に伴う認定者数やサービス利用者数の増加等に伴い、第7期計画の介護保険料は、17段階制、基準月額 は6,373円となっています。

第8期のデータに更新後、内容を修正します

#### ■西東京市の介護保険料の推移

	第1期計画	第2期計画	第3期計画	第4期計画	第5期計画	第6期計画	第7期計画
基準月額	2,921円	3,281円	3,958円	3,958円	5,115円	5,691円	6,373円
増減額	－	+360円	+677円	±0円	+1,157円	+576円	+682円
増減割合	－	+12.3%	+20.6%	±0%	+29.2%	+11.3%	+12.0%

■西東京市の第7期介護保険料所得段階別保険料

区分	対象者	保険料率	第7期 保険料額	(参考) 第6期 保険料額
第1段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方、又は生活保護の受給者、又は老齢福祉年金の受給者であって、世帯全員が住民税非課税の方	0.43	32,800円 (2,741円)	29,300円 (2,448円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方であって、第1段階に該当しない方	0.64	48,900円 (4,079円)	43,700円 (3,643円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税であって、第1段階又は第2段階のいずれにも該当しない方	0.67	51,200円 (4,270円)	45,700円 (3,813円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.88	67,300円 (5,609円)	60,100円 (5,009円)
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円より高い方	1.00 (基準額)	76,400円 (6,373円)	68,200円 (5,691円)
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上150万円未満の方	1.15	87,900円	78,500円 (6,545円)
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が150万円以上180万円未満の方	1.30	102,400円	85,300円 (7,114円)
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が180万円以上300万円未満の方	1.50	126,100円 (9,560円)	102,400円 (8,537円)
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.65	126,100円 (10,516円)	112,600円 (9,391円)
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.75	133,800円 (11,153円)	119,500円 (9,960円)
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	1.80	137,600円 (11,472円)	122,900円 (10,244円)
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	1.85	141,400円 (11,791円)	126,300円 (10,529円)
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	1.90	145,300円 (12,109円)	129,700円 (10,813円)
第14段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	1.95	149,100円 (12,428円)	133,100円 (11,098円)
第15段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方	2.00	152,900円 (12,746円)	136,500円 (11,382円)
第16段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の方	2.20	168,200円 (14,021円)	150,200円 (12,521円)
第17段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が2,000万円以上の方	2.30	175,800円 (14,658円)	157,000円 (13,090円)

第8期のデータに更新後、内容を修正します

- (注) 1. 保険料額の上段は年額、下段は月額である。  
 2. 保険料額は年額で決定するため、月額はあくまで目安であり実際の徴収額とは異なる。  
 3. 前年の合計所得金額とは、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の合計所得金額である。



## (2) 第1号被保険者保険料設定の基本的考え方

西東京市の保険料の設定に当たっては、下記の考え方にもとづき検討し、設定します。

### ① 保険料段階について

保険料段階については、基準額に対する保険料の負担割合の決定及び第9段階以上の多段階設定が、各自治体の裁量で可能となります。第6期事業計画では、課税層の一部の所得段階の細分化を行い、17段階に引き上げ、第8期のデータに更新後、内容を修正します。保険料率より低く設定することで、第6期と同様の所得段階に設定します。事業計画では、引き続き第6期と同様の所得段階に設定します。

### ② 保険料収納率について

第7期事業計画では、第8期のデータに更新後、内容を修正します。し、98.5%とします。

### ③ 調整交付金について

調整交付金と財源が不足する場合は、第8期のデータに更新後、内容を修正します。より介護保険の負担を軽減し、自治体間の格差を調整するものです。第7期計画での調整交付金の割合は、5.1%程度と見込みます。

### ④ 介護給付費準備基金の取り崩し

第1号被保険者の保険料は、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされており、西東京市では中期的に安定した財源確保を可能とする観点から、「西東京市介護給付費準備基金」を活用して保険料の上昇を抑制してまいりましたが、第7期計画においてもこの基金を活用し、第1号被保険者の保険料の上昇の抑制を図ります。

## 第4部 計画の推進体制

### 第1章 各主体の役割

計画の基本理念である「いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち西東京市～みんなで支え合うまちづくり～」を実現するためには、市民、地域社会、地域活動団体、医療・介護関係者、行政が、それぞれの役割を果たしながら力を合わせ、一体となって取り組むことが必要です。

#### 1 市民

本計画は、令和22年（2040年）の将来像を見据えながら今からやるべきことを示した計画です。多くの市民が関心を持ち、関わっていただくことが望まれます。

市民一人ひとりが日常生活の中で自ら健康づくり・介護予防に取り組みながら、趣味や学習、社会参加などの活動を通じて自己実現を図り、いきいきと最期まで自分らしい人生を送ることが望まれます。また、それぞれの状態に応じて人と人とのつながり、社会とのつながりを広げ、地域の活動に積極的に参加するなど、それぞれの経験や技能などを社会に還元することが望まれます。

病気や障害等により介護を必要とする状態になっても、これまでの地域との関係性を絶つことなく、適切なサービスなどを利用しながら、自分らしい暮らしを営み続けることが望まれます。

#### 2 地域社会

地域社会は、日常生活を送る基盤であり、隣近所や町内会など、それぞれの営みの中で個人や世帯、団体のつながりや関わりを持ちながら共に暮らしています。

核家族化の進展に伴って一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が増加し、高齢者の孤立が憂慮される中、市民一人ひとりが、地域の人々や福祉活動に関心を持ち、それぞれができる活動に参加することにより、援助を求める人に対して自然に手を差し延べることができるような地域コミュニティを形成することが期待されています。

#### 3 地域活動団体

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域における福祉関係者や関係機関などと連携し、地域の連帯と支援の輪を広げるとともに、ふれあいのまちづくり事業が活発に展開されるよう、人材の確保・育成に取り組むことが求められています。

高齢者クラブやシルバー人材センターなどの高齢者関係団体は、加入者全体の福祉向上を目指し、自立した自主的な運営ができるように努めるとともに、活動の活性化や職域の開拓を進めるなど、高齢化の進行を踏まえた取組を強化することが望まれています。

NPO法人やボランティア団体は、支援を必要としている人へのサービス提供など、地域福祉の向上を目指し、それぞれの活動団体の特性や資源を生かしながら、積極的に地域と関わり、連携することが必要になっています。

## 4 医療・介護関係者

医師会・歯科医師会・薬剤師会などの医療関係者は、市民が適切な支援を受けながら、安心して在宅療養生活を送ることができるよう、医療と介護の連携を充実させていくことが期待されます。

サービス事業者などは、高齢者が安定した生活を営み、安心してサービスを利用するために、地域に密着し、健全に発展していくことが不可欠です。そのためには、必要な介護人材を確保・育成し、サービスの質の向上を図りながら、引き続き良質なサービスを提供することが求められています。

また、要介護認定者数が年々増加している現状を踏まえると、要介護認定者一人ひとりのできることを増やして自立へと促進することができるよう、先進事例も参考にしながらサービス提供の方法を改善することが必要です。

さらに、市民のサービスへの信頼を確立するというサービス提供主体としての役割を果たし、事業者自らが地域社会の構成員であるという自覚のもとに、地域に貢献することも期待されます。

## 5 行政

市の役割は、市民の福祉の向上を目指して、市民ニーズなどの現状把握や施策・事業の進行管理などを通して、本計画に位置づけられた施策・事業を総合的・一体的に推進することです。

高齢者福祉分野においてこれまで構築してきた地域包括ケアシステムを、障害者や子どもなどの分野にも広げるとともに、医療・介護関係者との連携の強化を図り、市民や関係団体による主体的な支え合いの活動を支援することにより、誰もが安心して暮らせる「地域共生社会」の実現を目指します。

そのため、市民に対しては、様々な状況に応じた多様なニーズを把握し、本人やその家族などへの必要な情報、日常における生活支援サービスを提供するとともに、高齢者の地域活動の場を確保し、地域につながり続ける支援を行います。

また、地域社会や地域活動団体に対しては、地域活動の拠点の整備や多世代間での交流を促進するとともに、既存の介護予防事業をはじめとする取組や地域の団体活動を側面的に支援することで地域における支え合いの仕組みづくりを促進していきます。

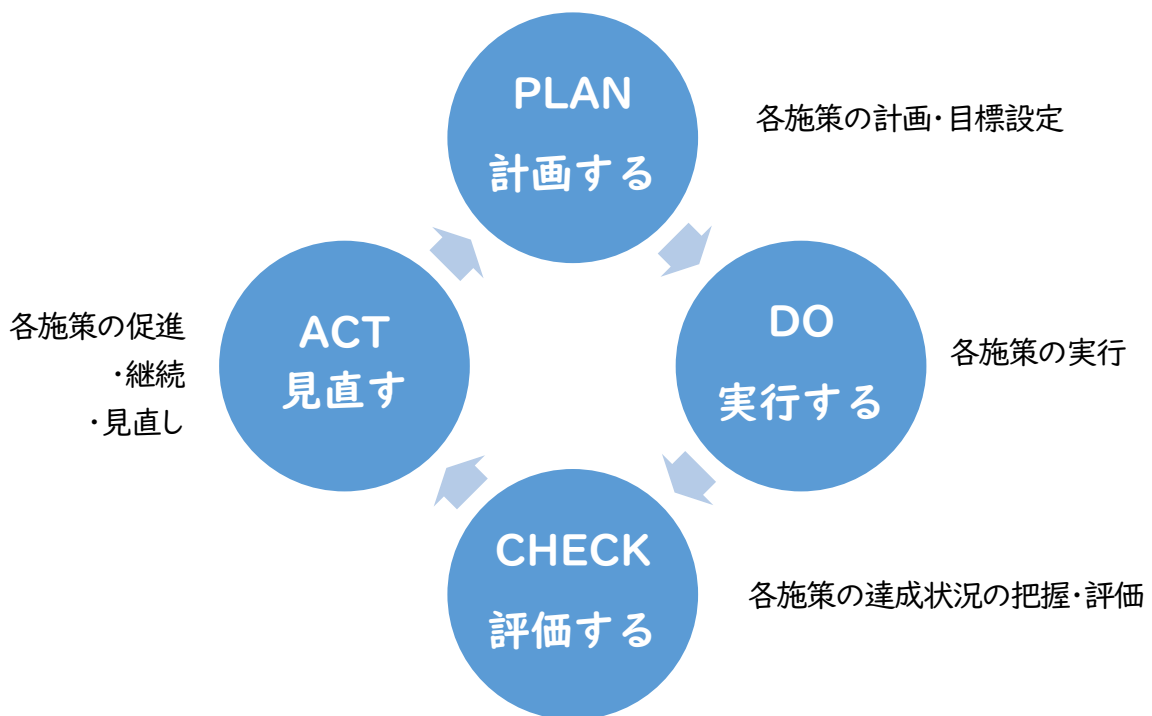
さらに、医療ニーズがあり、介護の度合いが重くなった高齢者でも、地域の中で安心して暮らしていくため、医療と介護が統合された「多職種によるチームケア」の提供を目指し、医療・介護関係者に対しては、各専門分野の境界を越えた顔の見える関係づくりを推進します。

## 第2章 計画の推進体制

### 1 計画の進行管理、施策の達成状況の評価

計画の推進に当たっては、第2部の各章で掲げる施策ごとの目標に対して年度ごとに取組状況  
を評価し、必要に応じて見直し等を行い、次年度の方向性を定めます。

また、介護保険事業については、地域包括ケア見える化システムや保険者機能推進交付金等評  
価指標等を活用した進捗管理を行い、地域事情を客観的なデータに基づいて分析し、それらを市  
民や関係者に「見える化」して共有化することで介護保険事業の充実をさらに進めます。



## 2 地域包括ケアの推進体制

西東京市版地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を目処に、重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制づくりをいいます。

本計画では、こうした西東京市版地域包括ケアシステム構築の取組を、「健康」応援都市や地域共生社会を実現するための「仕組み」や「プラットフォーム」と位置付けて、地域みんなが支え合いながら、自分らしく健やかに活躍できるまちづくりの実現を目指します。

### (1) 庁内体制の充実

---

#### ① 高齢者保健福祉の推進体制

高齢者保健福祉計画の推進に当たっては、健康福祉部高齢者支援課を中心に関係部課と協力しながら施策を推進します。特に若年性認知症などを含む第2号被保険者への支援では、関連部署との連携を強め、切れ目のない支援に取り組みます。

#### ② 計画検討組織

西東京市の保健福祉全体の検討を行う「西東京市保健福祉審議会」、高齢者保健福祉計画の検討を行う「西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会」、介護保険事業計画の検討を行う「西東京市介護保険運営協議会」等の審議結果を踏まえて、本計画の普及・推進と進行管理を行います。

### (2) 関係機関との連携

---

#### ① 地域包括支援センター運営協議会

学識経験者、サービス利用者、被保険者、地域活動団体、サービス事業者の代表などで構成される「西東京市地域包括支援センター運営協議会」を設置し、地域包括支援センターの事業を中立・公正な立場から評価・検討します。運営の在り方や、地域における医療機関、福祉施設その他関係機関とのネットワーク形成に対する評価・指導・助言を行い、地域包括支援センターのより円滑かつ適正な運営を図ります。

#### ② 地域ケア会議

地域ケア会議については、地域包括支援センター地区（8地区）における個別課題の解決を目指し地域課題を検討するとともに、自立支援・介護予防を目指したケアマネジメントの支援について強化していきます。

### ③地域包括ケアシステム推進協議会

地域包括ケアシステム推進協議会は、医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめとする各専門職団体の代表者、市民、行政による横断的組織、地域包括ケアシステムについての課題の把握、協議等を行います。現在、6つの部会が設けられており、今後も地域包括ケアの推進に向けた協議を進めるとともに、団体間の情報共有、周知等も行っていきます。

市民との協働啓発部会	<p>○住民への意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステム、終末期、看取りの理解の促進について</li> <li>・介護予防・寝たきり予防の重要性と意識改革について</li> <li>・市民が参画する普及啓発のしかたについて</li> </ul>
連携のしくみづくり部会	<p>○お互いを尊重し合い専門性を発揮しあえる関係づくりの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実習・研修の仕組みづくりについて</li> <li>・研修会・事例検討会・交流会の開催について</li> </ul> <p>○情報の共有・連絡方法のツールの検討</p>
在宅療養支援窓口部会	<p>○在宅療養連携支援センターに関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅療養連携支援センターへの支援体制の検討について</li> <li>・相談内容の精査について</li> <li>・周知方法の検討について</li> </ul>
受け皿づくり部会	<p>○地域包括ケアシステムをささえる医療・介護体制整備の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療・介護サービスの充実について</li> <li>・医療ニーズに対応できる介護事業者への教育支援体制について</li> </ul>
後方支援病院推進部会	<p>○在宅療養後方支援病床確保事業に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の検討について</li> <li>・後方支援病院間、病院・在宅医間の連携の推進について</li> </ul>
認知症支援部会	<p>○認知症初期集中支援チーム設置と運営に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チーム設置目的の明確化について</li> <li>・チーム運営上のルールづくりについて</li> <li>・事業評価について</li> </ul> <p>○認知症ケアパス監修</p>

### ④各種専門機関

権利擁護センター「あんしん西東京」、西東京市社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会や地域包括支援センターなどの福祉・介護に関連する機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの医療関係団体との連携のもとに本計画を推進します。

また、地域住民（ささえあい協力員・訪問協力員）や団体（ささえあい協力団体）などによる地域での支え合いの仕組みである「ささえあいネットワーク」、市民や団体などが連携して地域の課題の解決を目指す「ほっとするまちネットワーク」、地域住民が主体の「ふれあいのまちづくり事業」など、地域における様々なネットワークとの連携・協働を強化するとともに、地域で暮らす高齢者を見守り、支援するためのネットワークをきめ細かく張り巡らせ、必要に応じて公的支援につなぐ仕組みの拡充を図ります。

さらに、保健・福祉・医療などに関する活動を展開するNPO法人やボランティア団体を支援・育成していきます。

## 3 介護保険の円滑な運営

### ①保険者機能・庁内推進体制の充実

介護保険制度を円滑に運営するために、苦情などに対する相談機能の充実、公平公正な介護認定、給付の適正化、介護予防の効果の検証、地域密着型サービスの指定、地域包括支援センターの運営支援など、保険者機能の充実を図ります。

健康福祉部高齢者支援課を中心に庁内各課と連携しながら、介護保険事業計画を推進します。

### ②介護保険運営協議会

「西東京市介護保険運営協議会」は、学識経験者、社会福祉協議会、被保険者代表、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護保険関連施設職員などを構成員として審議を行います。介護保険事業計画の実施から進行管理、評価、見直しの過程において、行政、関係機関や関係団体、市民と協働しながら、介護保険のより円滑な運営に努めます。

### ③介護認定審査会合議体の長の会議の充実

保健・福祉・医療分野の専門家による介護認定審査会の合議体の代表14人からなる「合議体の長の会議」において、介護認定審査の質の向上や平準化の研究・検討を行っており、今後もさらにその取組の充実を図ります。

### ④介護保険連絡協議会との連携

関係機関及び介護保険サービス事業者などに対する情報提供と助言、事業者相互の交流の促進を目的とする「西東京市介護保険連絡協議会」と連携し、介護保険サービスなどの円滑な提供を図ります。





